



第3期 海津市  
子ども・子育て  
支援事業計画



令和7年3月  
海津市

はじめに

子ども達の「明るい笑顔」、「元気な姿」は、本市にとって欠かせない「宝」です。将来において、今の子どもたちが本市のまちづくりの主役であってほしいと願い、本市では「子育て世代に選ばれるまちづくり」を政策目標の第一に掲げ、誰一人取り残すことのない保育・教育を押し進めてまいりました。

しかしながら、近年の我が国では、人口減少、少子高齢化が進行し、また、核家族化の進行や共働き家庭の増加、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような背景において、本市が令和5年度に実施した子育て中の保護者を対象としたアンケート調査では、「子どもの発達・発育に関する悩み」や「食事・栄養に関する悩み」、「共働きにより子どもとの時間が取れない」など、子育てに不安や負担を感じる方は5年前の平成30年度に実施した調査時と比べ増加しており、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあります。

この度、「第2期海津市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、これまでの第1期、第2期の基本理念である「子どもの生きる力を育み多様な子育てを支えるまち かいづ」を踏襲しつつ、社会情勢の変動やアンケート調査の結果を踏まえた「第3期海津市子ども子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、子育て世帯への経済的支援を含む「支援を必要とする子どもや家庭への支援」、妊娠・出産・育児等に関する教育やインクルーシブ教育を推進するため「教育の充実」を新たな基本施策に掲げ、市民の皆様が子どものいる生活に豊かさを感じられ、また、子どもや子育て家庭が社会から応援されるまちづくりを目指してまいります。

本計画を推進するため、子育て家庭はもとより、地域の皆様や子育てサークル、各種ボランティア団体、企業等と連携し、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、それぞれの専門的な知見や経験から活発にご協議をいただきました海津市子ども子育て会議委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和7年3月



海津市長 横川 真澄

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
(1) 計画策定の背景 .....	1
(2) 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定 .....	4
(1) 市民ニーズ調査の実施 .....	4
(2) 海津子ども・子育て会議の開催 .....	4
(3) パブリックコメントの実施 .....	4
5 計画におけるSDGsの取り組み .....	5
<b>第2章 海津市の子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>6</b>
1 統計データからみる海津市の現状 .....	6
(1) 人口の状況 .....	6
(2) 世帯の状況 .....	9
(3) 出生の状況 .....	11
(4) 未婚・結婚の状況 .....	12
(5) 就業の状況 .....	12
(6) 認定こども園の状況 .....	14
(7) 留守家庭児童教室の状況 .....	14
(8) その他の状況 .....	15
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>19</b>
1 基本理念 .....	19
2 基本的な視点 .....	20
(1) 子ども・若者の視点 .....	20
(2) 子育て当事者の視点 .....	20
3 基本目標 .....	21
基本目標Ⅰ 地域における子育て家庭への支援 .....	21
基本目標Ⅱ 子どもにとって良質な教育・保育の提供 .....	21
基本目標Ⅲ 子どもの育ちを支える環境の整備 .....	22
基本目標Ⅳ 仕事と子育ての両立の推進 .....	22
4 計画の体系 .....	23

## 第4章 施策の展開..... 24

基本目標Ⅰ 地域における子育て家庭への支援 .....	24
基本目標Ⅱ 子どもにとって良質な教育・保育の提供 .....	30
基本目標Ⅲ 子どもの育ちを支える環境の整備 .....	33
基本目標Ⅳ 仕事と子育ての両立の推進 .....	36

## 第5章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容..... 38

1 教育・保育提供区域の設定 .....	38
2 子どもの人口の見込み .....	38
3 量の見込みの考え方 .....	39
(1) 認定区分について .....	39
(2) 量の見込みを算出する項目 .....	40
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容 .....	41
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 .....	44
6 教育・保育の一定的提供及び体制の確保 .....	63
(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進 .....	63
(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について .....	63
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	63

## 第6章 計画の進行管理..... 64

1 施策の実施状況の点検 .....	64
2 計画の進捗状況の公表 .....	64
3 市民・企業・関係機関との連携 .....	64

## 参考資料..... 65

1 策定経過 .....	65
2 海津市子ども・子育て会議条例 .....	66
3 委員名簿 .....	68
4 用語解説（50音順） .....	69

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

近年、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が変化しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの問題が顕在化しています。

国においては、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

その後、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定め、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化する「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、常に子どもの最善の利益を第一とし、子どもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といった子どもの視点と、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」が新たに創設されました。

また、国では、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることになりました（令和10年度までに段階的に導入）。

## (2) 計画策定の趣旨

海津市(以下、「本市」という。)では、平成27年3月に「海津市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期海津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指してきました。

この度、「第2期海津市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期海津市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人一人の子どもが健やかに成長できるよう、子どもを取り巻く新たな課題の解決に向けて取り組みを進めていきます。

### ● 「子ども・子育て関連3法」とは・・・

次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。また、「子ども・子育て支援制度」は、これらの法律に基づくものです。

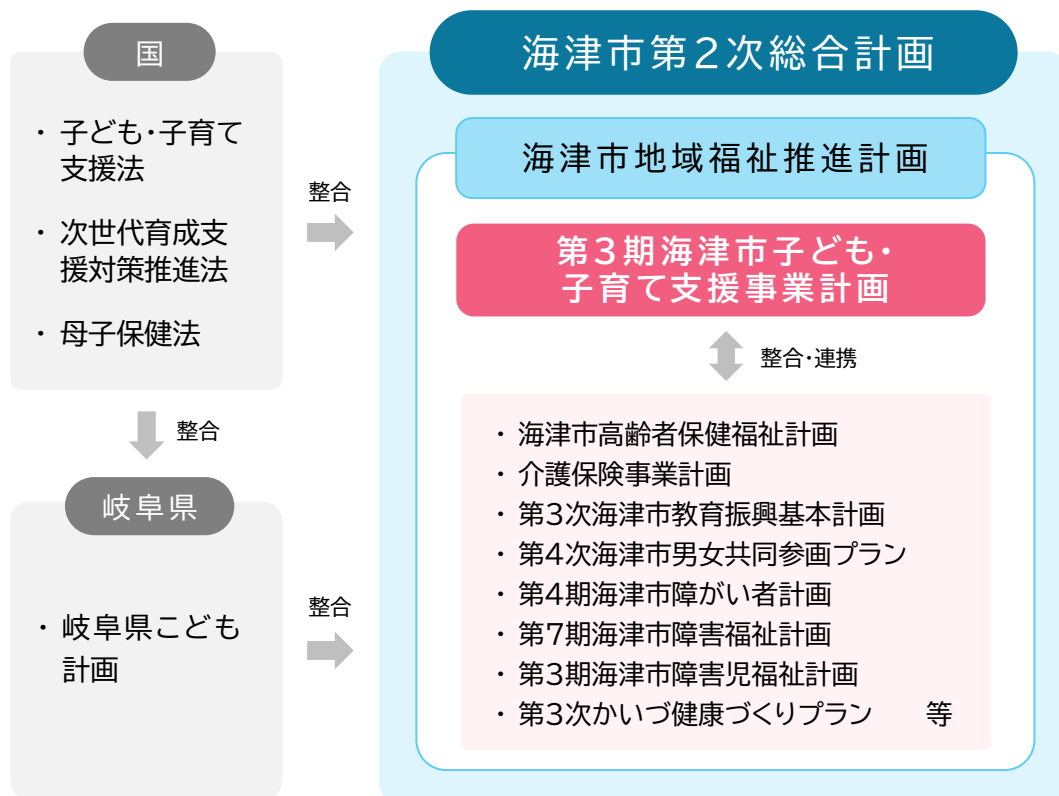
- ① 子ども・子育て支援法(平成24年 法律第65号)
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年 法律第66号)
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年 法律第67号)

### ● 「子ども・子育て支援新制度」とは・・・

子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。



## 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期					第3期				

## 4 計画の策定

### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握しました。

	就学前児童保護者アンケート	小学生保護者アンケート
調査対象者	海津市在住の小学校就学前の子どもがいる家庭	海津市在住の小学生の子どもがいる家庭
調査方法	認定こども園、小学校等を通じた配布・回収 ※一部、郵送による回収	
調査期間	令和6年1月12日～令和6年1月24日	
配布数	683件	957件
有効回収数	531件	855件
有効回収率	77.7%	89.3%

### (2) 海津子ども・子育て会議の開催

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海津市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議しました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和7年1月6日(月)から令和7年2月4日(火)まで、計画案を公表し、意見を聴取するパブリックコメントを実施しました。

## 5 計画におけるSDGsの取り組み

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。この中では、17の目標が下図のとおり掲げられるとともに、それぞれの目標に対してより具体的な169のターゲットが示されています。人口減少と少子高齢化が進展し、社会全体の活力低下が懸念される中、これらの取り組みを推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

本計画では、SDGsに関連する目標の実現を目指し、子ども・子育て支援を推進していきます。

### 【SDGsの17の開発目標の一覧】

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 海津市の子ども・子育てを取り巻く現状

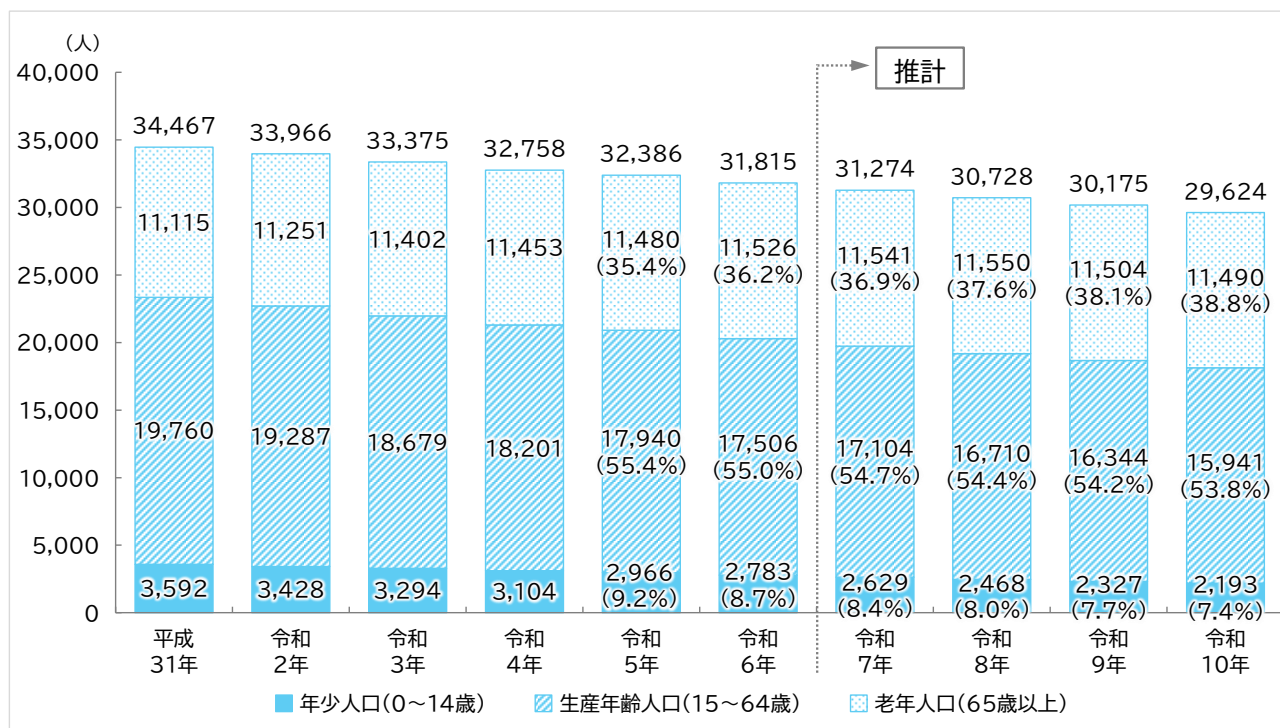
### 1 統計データからみる海津市の現状

#### (1) 人口の状況

##### ① 年齢3区分別人口の推移と推計

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和5年で32,386人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0～14歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移と推計】

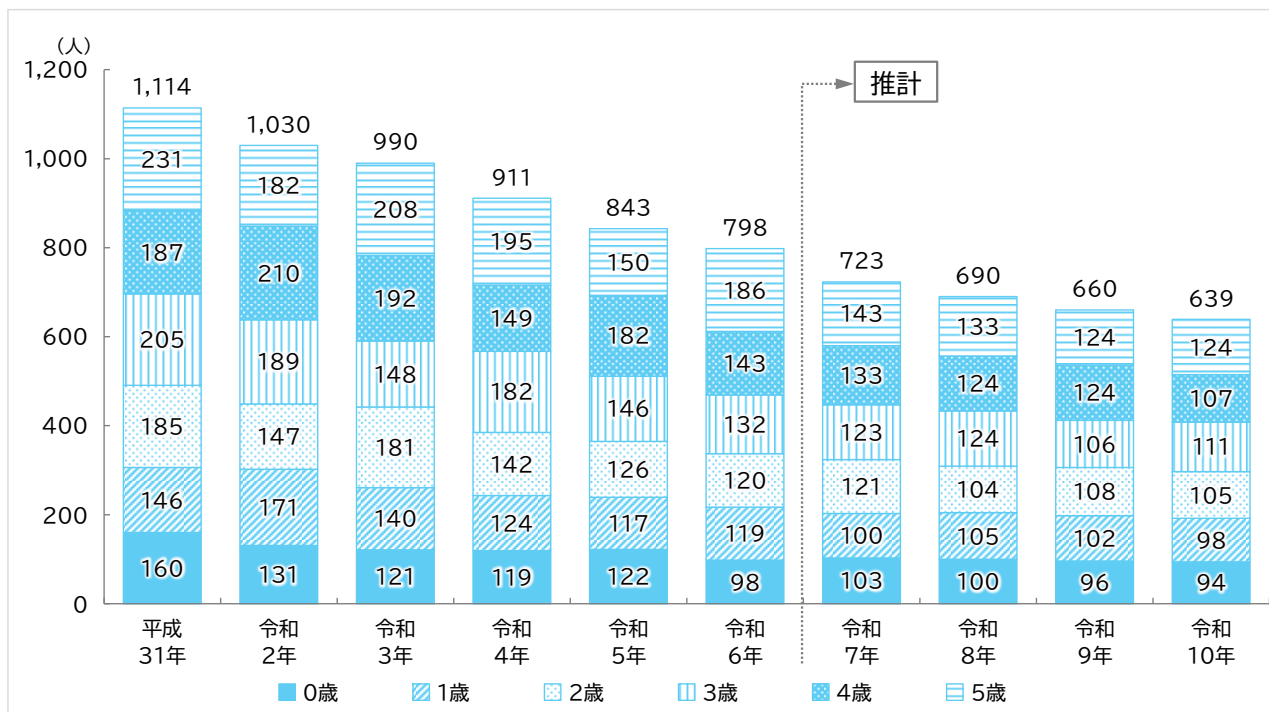


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

## ②年齢別就学前児童数の推移と推計

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成31年以降減少しており、令和5年4月現在で843人となっています。令和10年には639人と見込まれます。

【年齢別就学前児童数の推移と推計】

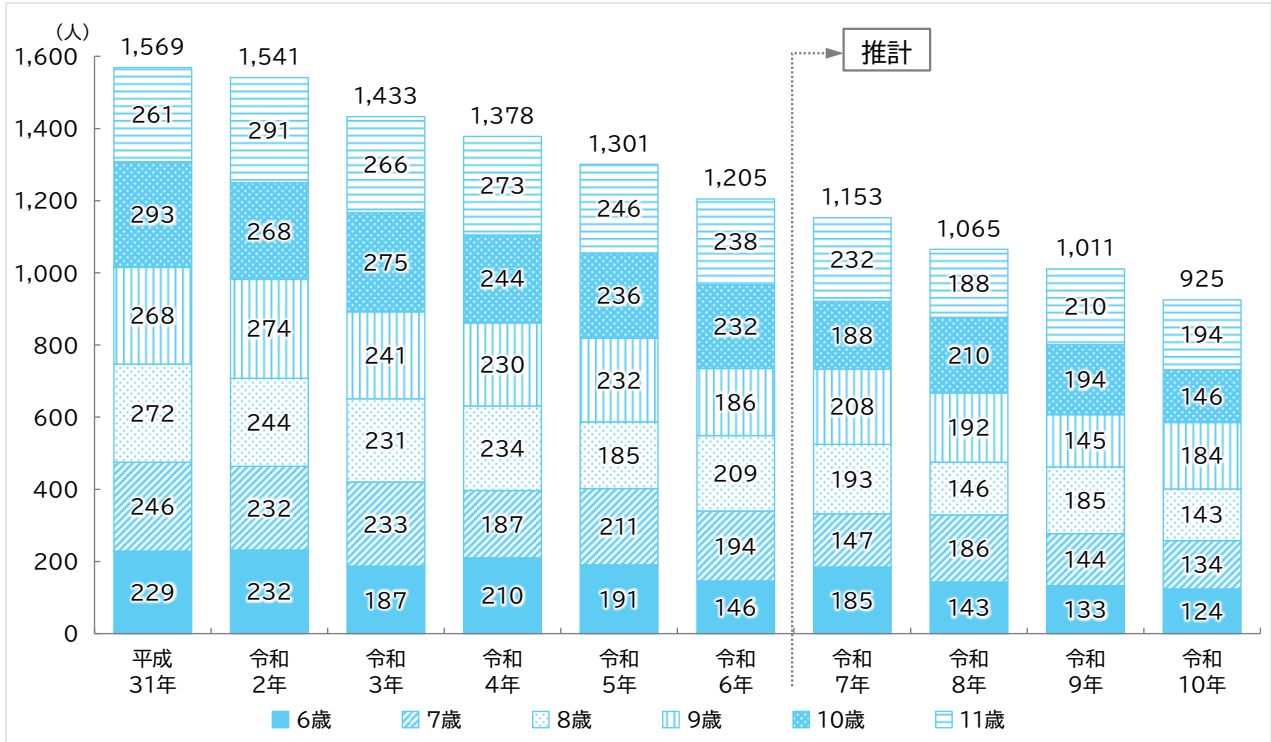


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

### ③年齢別就学児童数の推移と推計

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成31年以降減少しており、令和5年4月現在で1,301人となっています。令和10年には925人と見込まれます。

【年齢別就学児童数の推移と推計】



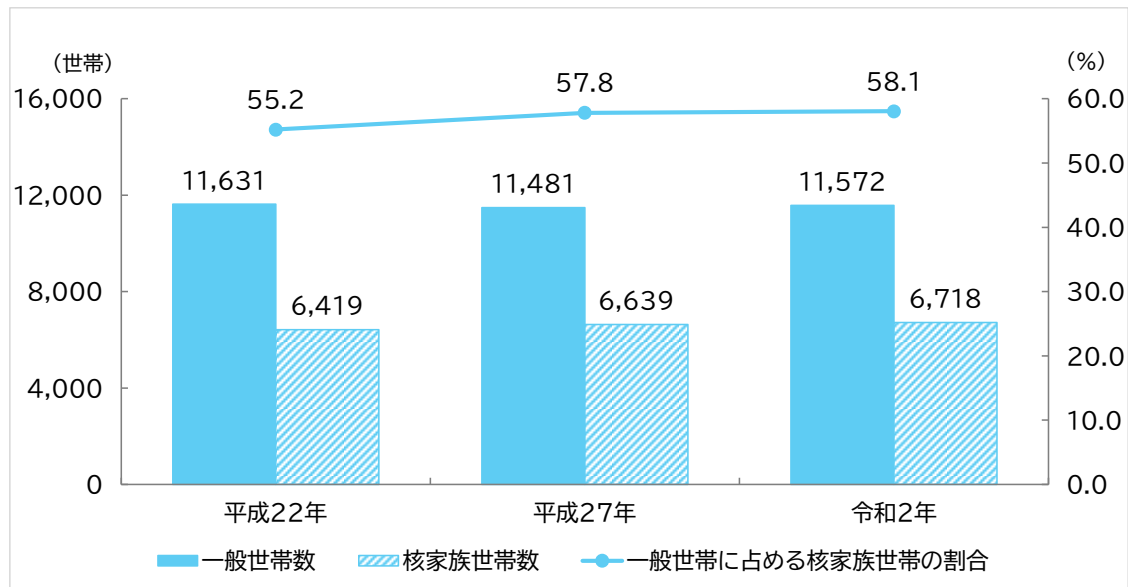
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (2) 世帯の状況

### ①一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は増加傾向にあり、令和2年で6,718世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も上昇しており、核家族化が進行しています。

【一般世帯・核家族世帯の状況】

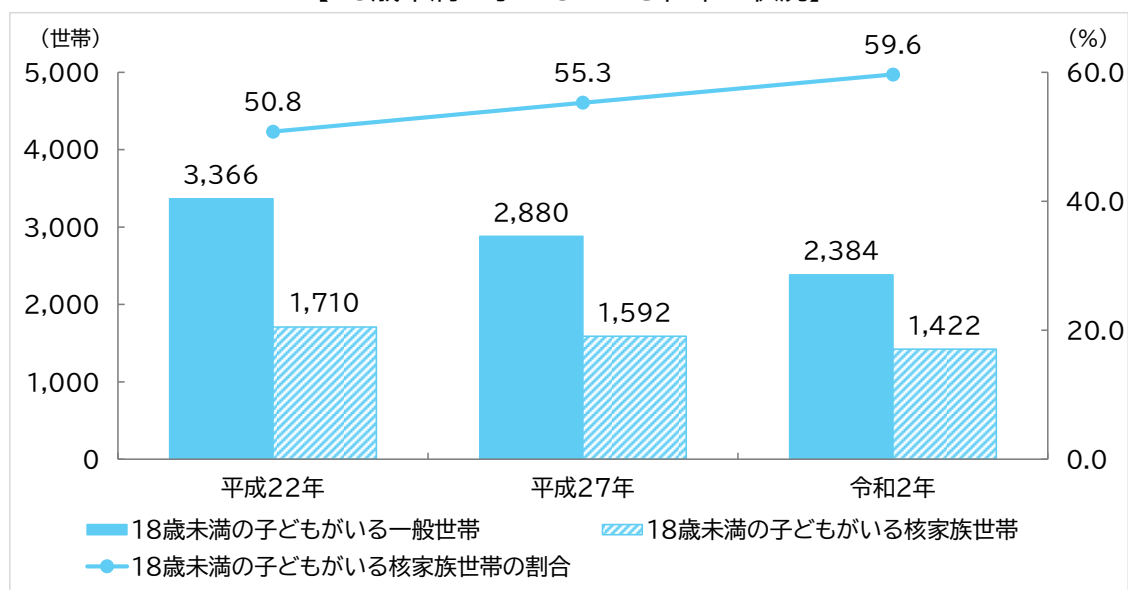


資料：国勢調査

### ②18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少しており、令和2年でそれぞれ2,384世帯、1,422世帯となっています。一方、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々上昇しており、令和2年で59.6%となっています。

【18歳未満の子どもがいる世帯の状況】

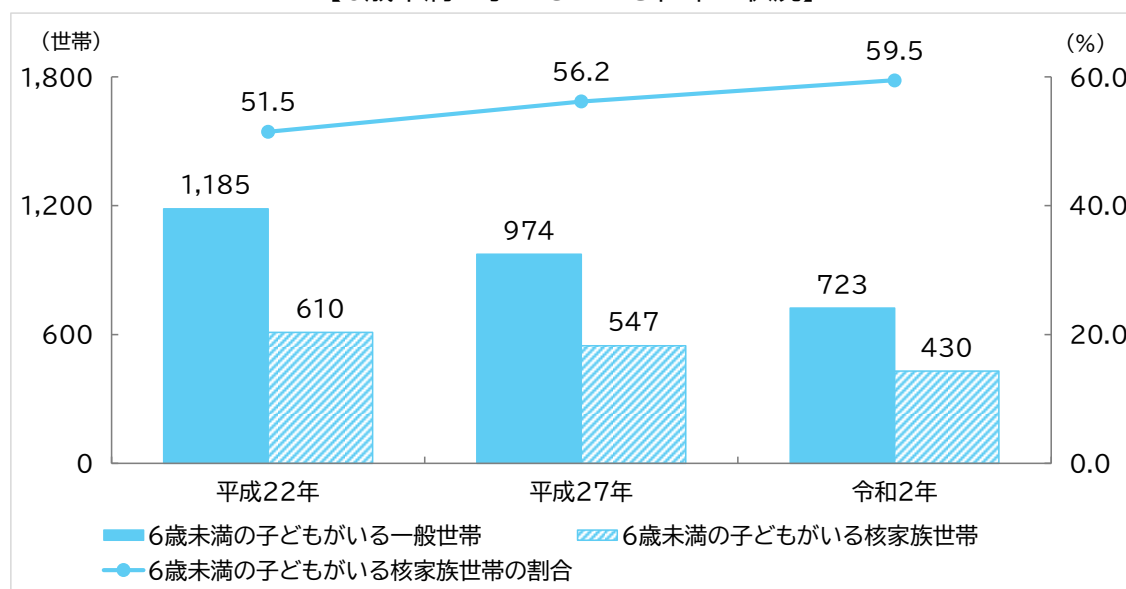


資料：国勢調査

### ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少しており、令和2年でそれぞれ 723 世帯、430 世帯となっています。一方、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々上昇しており、令和2年で59.5%となっています。

【6歳未満の子どもがいる世帯の状況】

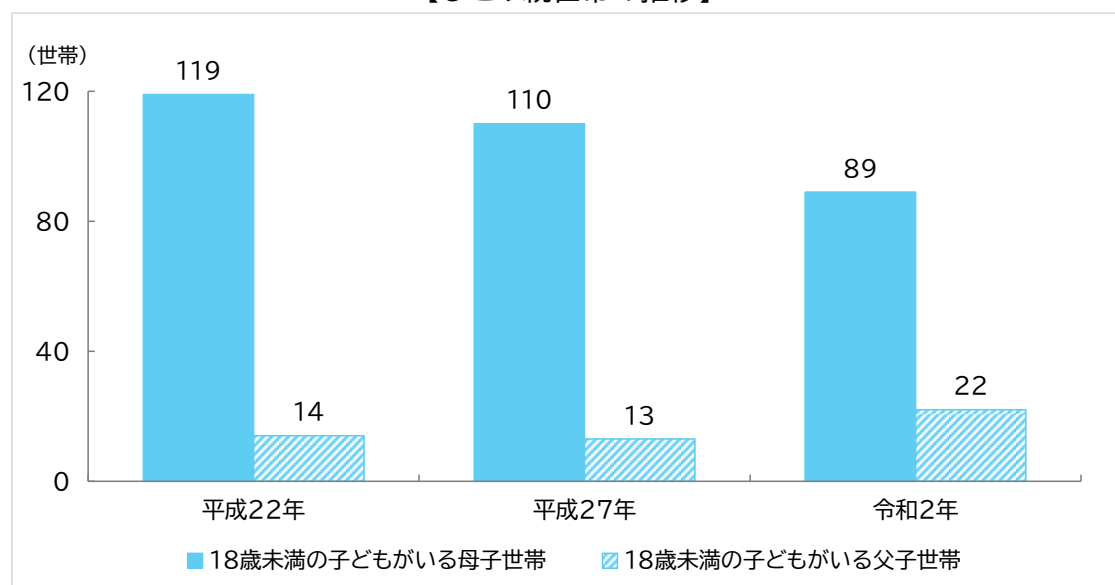


資料：国勢調査

### ④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々減少しており、令和2年で89世帯となっています。一方、18歳未満の子どもがいる父子世帯は増加傾向にあり、令和2年で22世帯となっています。

【ひとり親世帯の推移】

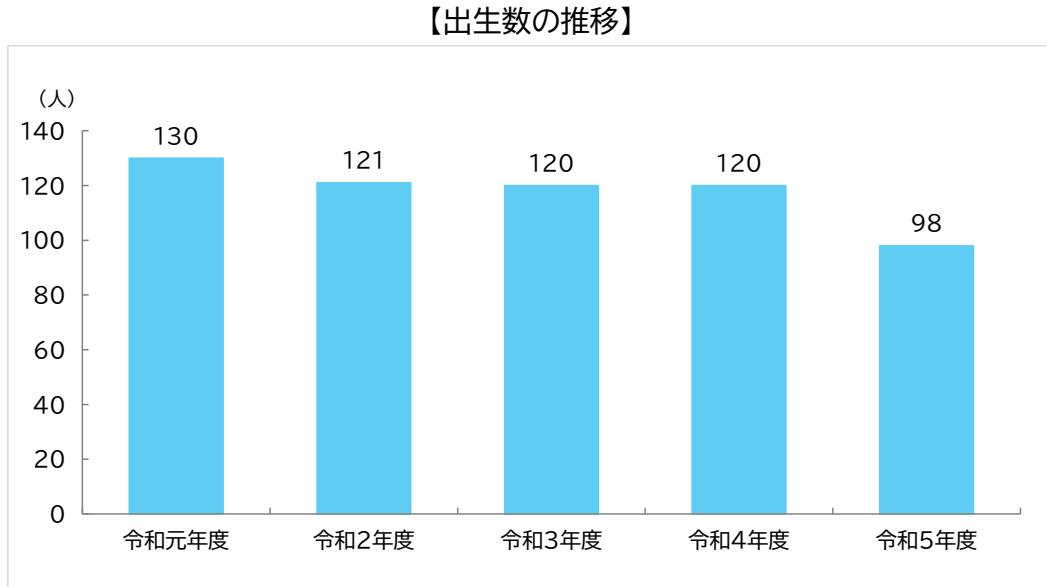


資料：国勢調査

### (3) 出生の状況

#### ① 出生数の推移

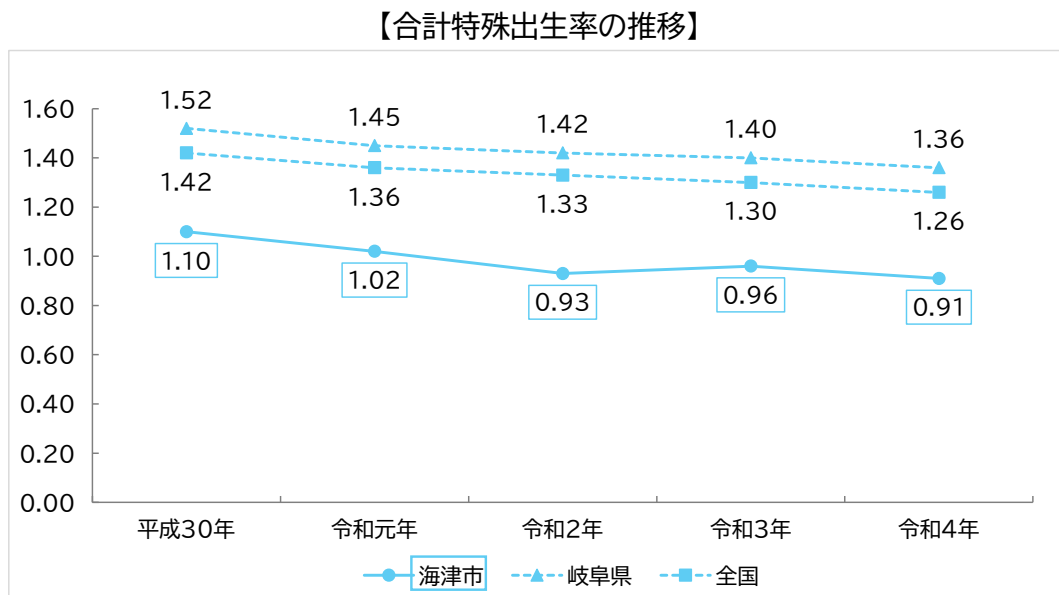
本市の出生数は令和元年度から令和5年度にかけて減少しており、特に令和4年度から令和5年度にかけては、22人減少しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日~3月31日)

#### ② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均であり、この数は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は減少傾向にあり、令和4年で0.91となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

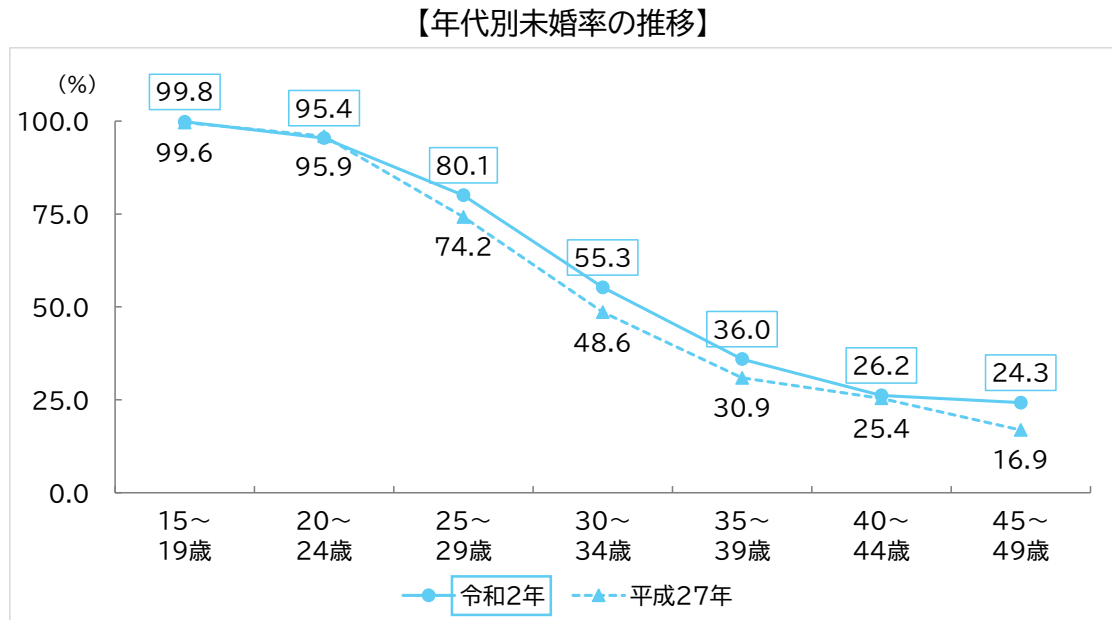


資料:西濃地域の公衆衛生(県)、人口動態統計(国)

## (4) 未婚・結婚の状況

### ①年代別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、ほぼ全ての年齢において未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

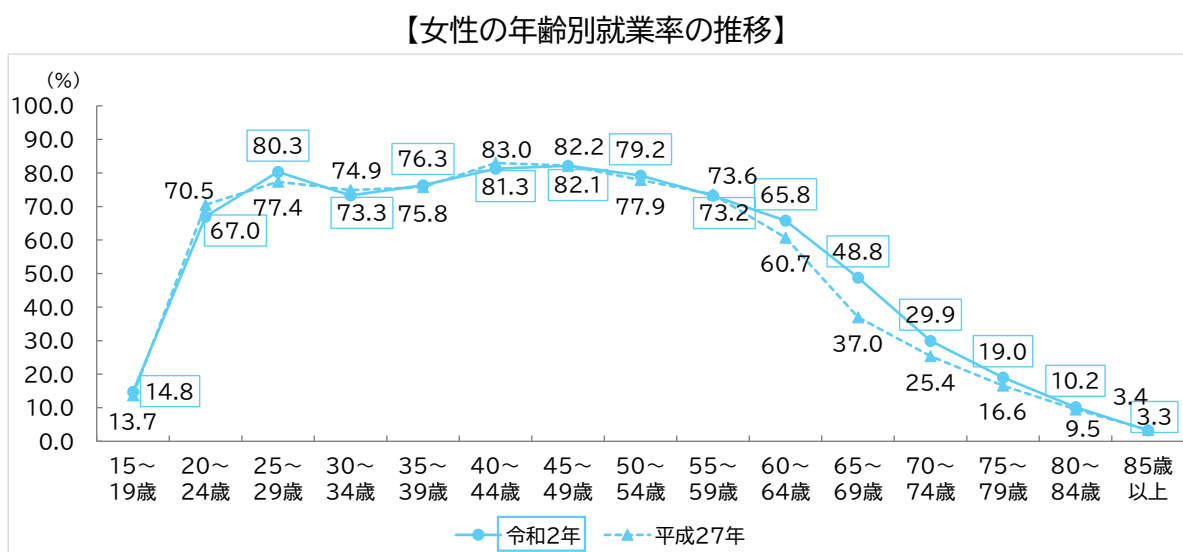


資料：国勢調査

## (5) 就業の状況

### ①女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、60歳までの年代で見ると平成27年からほぼ横ばいで推移しています。60歳以上の年代では増加しています。

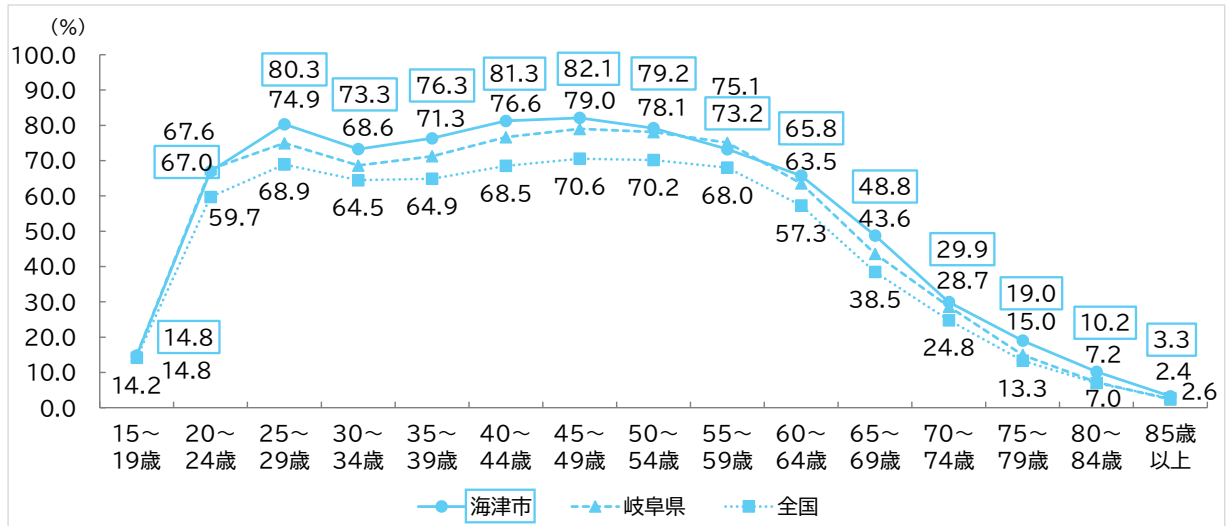


資料：国勢調査

## ②女性の年齢別就業率(国・県比較)

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国・県と比較すると、各年代で全国・県より高い傾向がみられます。

【女性の年齢別就業率(国・県比較)】

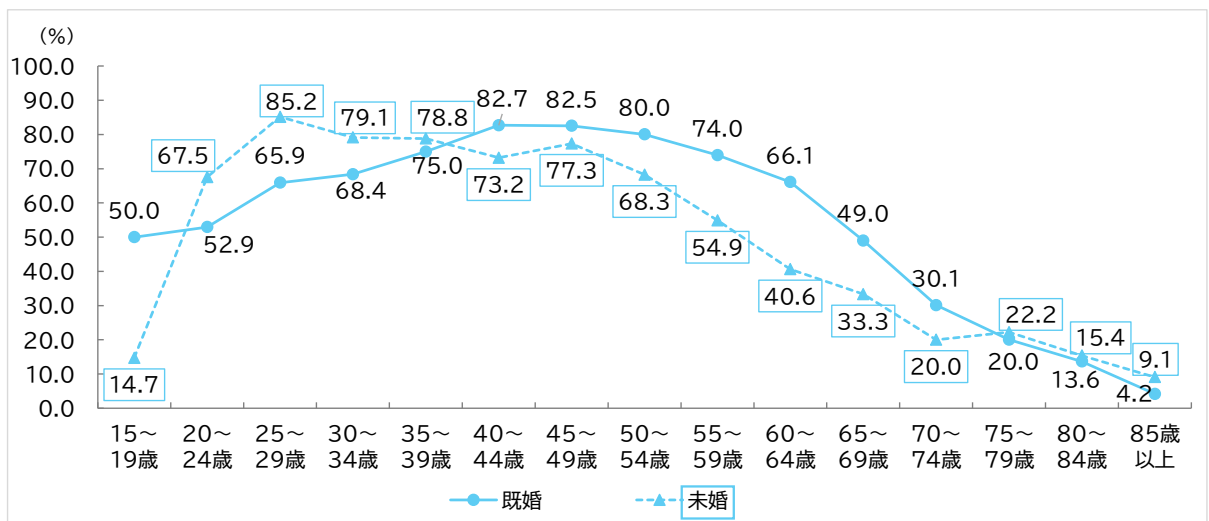


資料:国勢調査(令和2年)

## ③女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)

本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、20歳から39歳にかけて既婚に比べ、未婚の方が高くなっています。晩婚化によって就業率の高い未婚者の割合が上昇していることが考えられ、特に20~29歳においては、その差が大きく開いています。

【女性の年齢別就業率(既婚・未婚比較)】

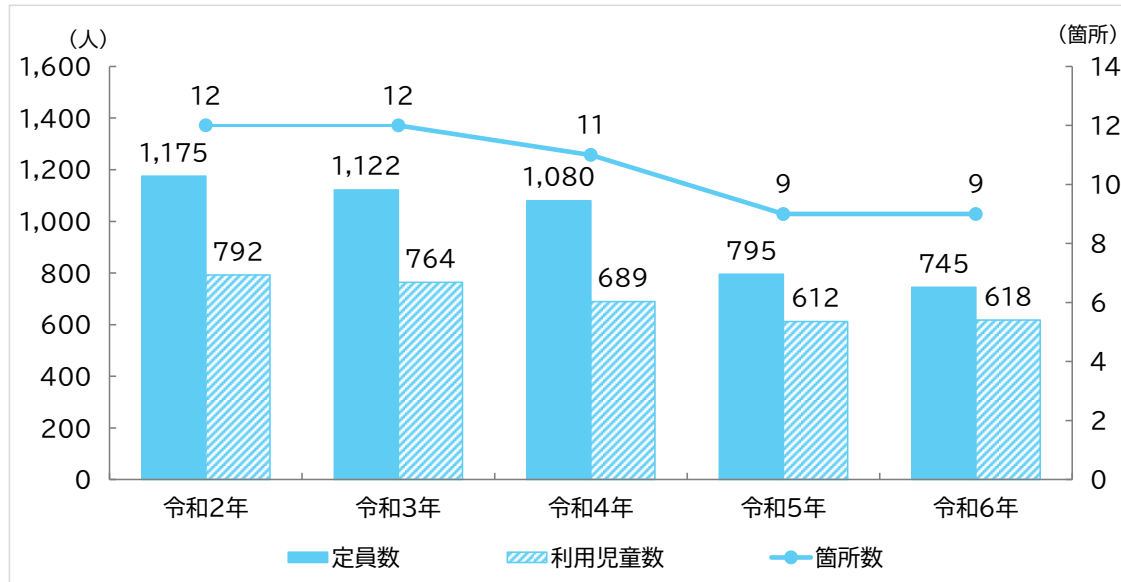


資料:国勢調査(令和2年)

## (6) 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに減少傾向にあり、利用児童数は令和6年で618人となっています。

【認定こども園の状況】

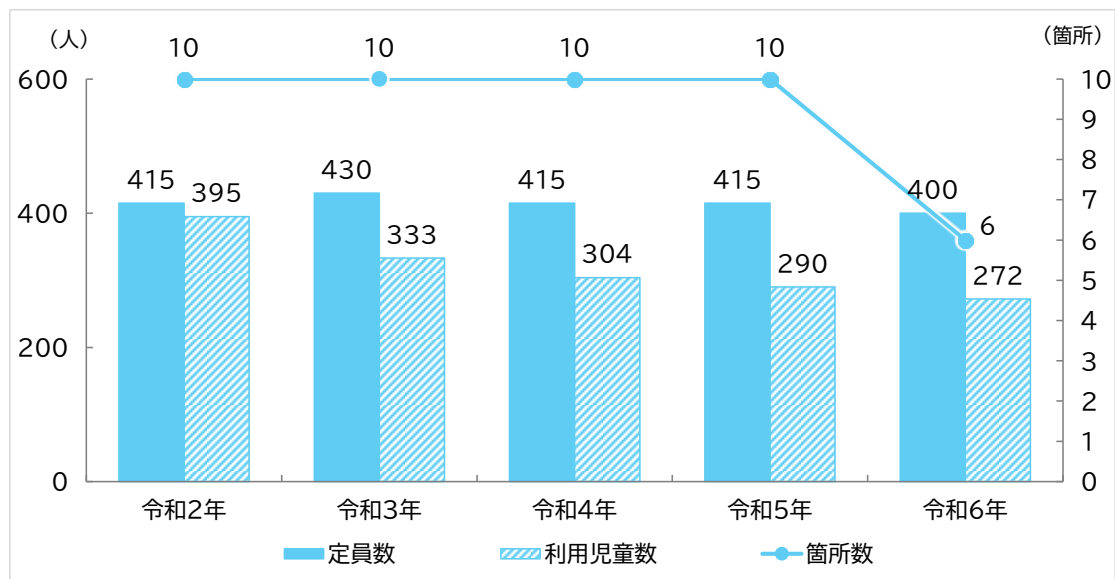


資料:こども未来課(各年4月1日現在)

## (7) 留守家庭児童教室の状況

本市の留守家庭児童教室における利用児童数は年々減少しており、令和6年で272人となっています。

【留守家庭児童教室の状況】



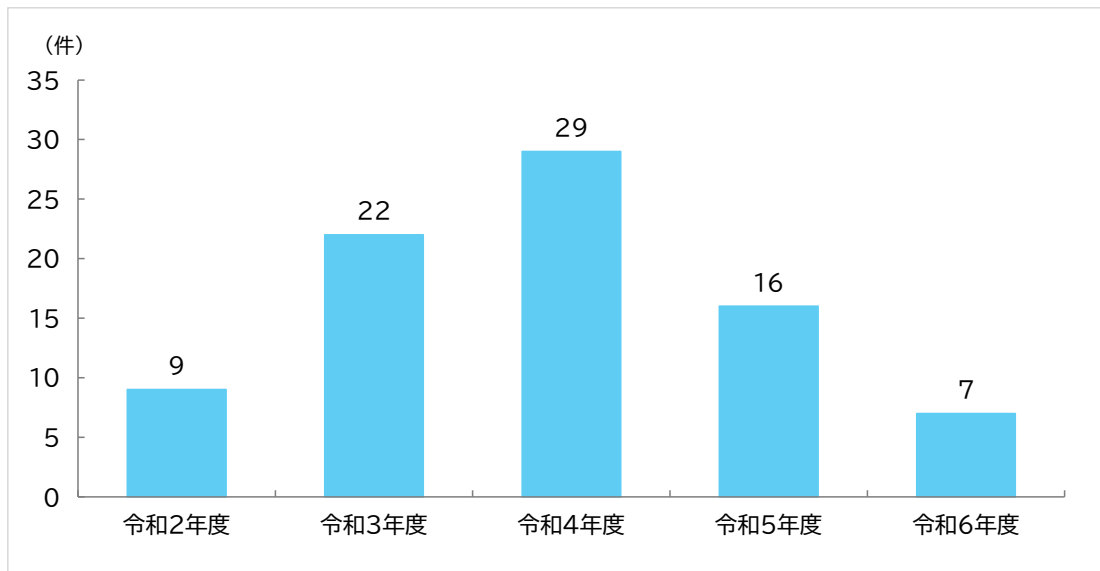
資料:こども未来課(各年4月1日現在)

## (8) その他の状況

### ① 児童虐待通報件数の推移

本市の児童虐待通報件数は、令和2年度から令和4年度にかけて増加しましたが、令和5年度から大幅に減少しており、令和6年度では7件となっています。

【児童虐待通報件数の推移】

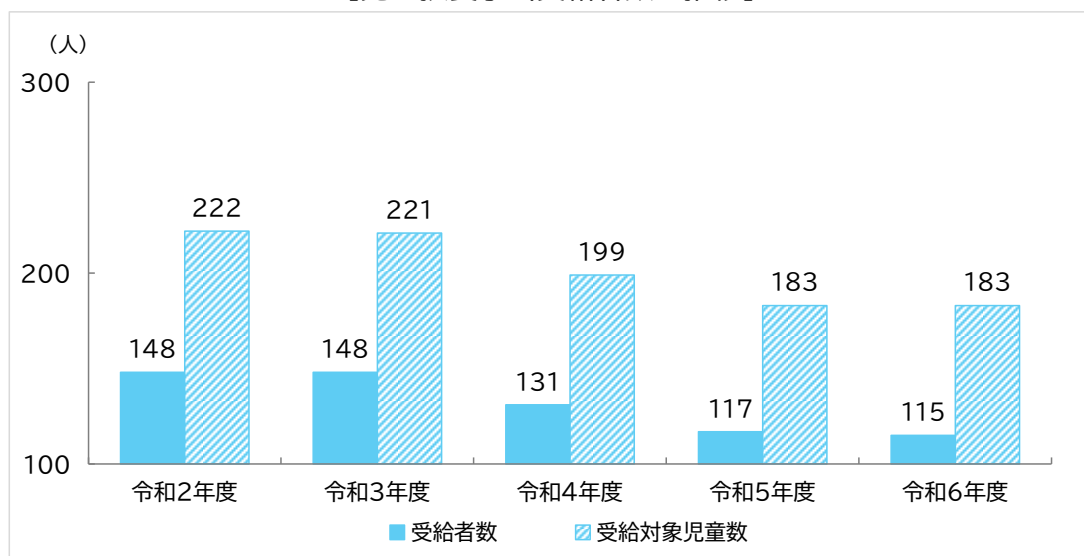


資料:こども未来課

### ② 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、令和6年度で受給者数が115人、受給対象児童数が183人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

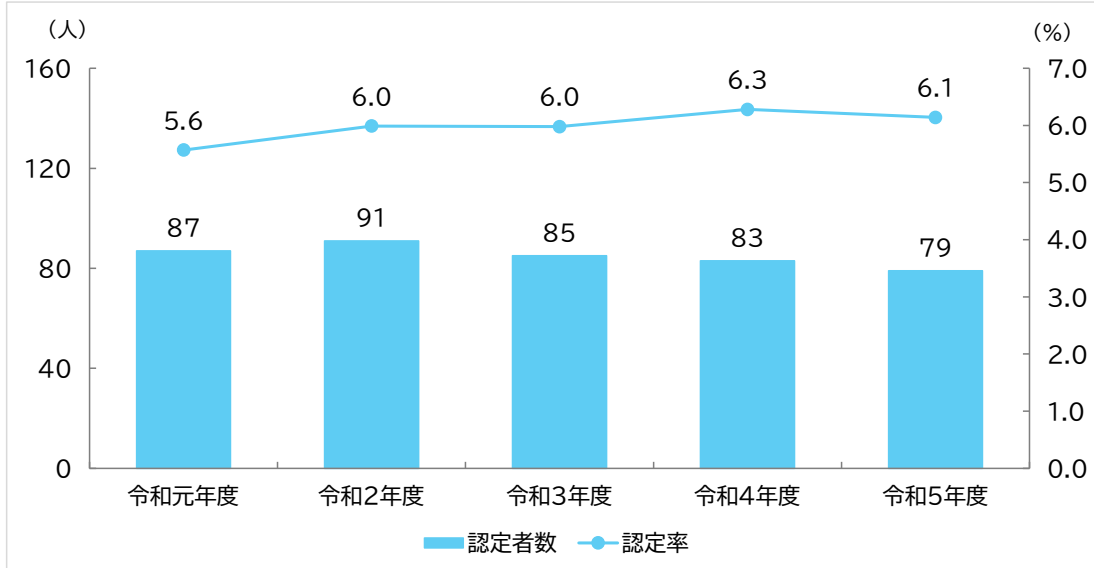


資料:こども未来課(各年度6月1日現在)

### ③就学援助認定者数(小学生)の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年度では79人となっています。一方、認定率は横ばいで推移しています。

【就学援助認定者数(小学生)の推移】

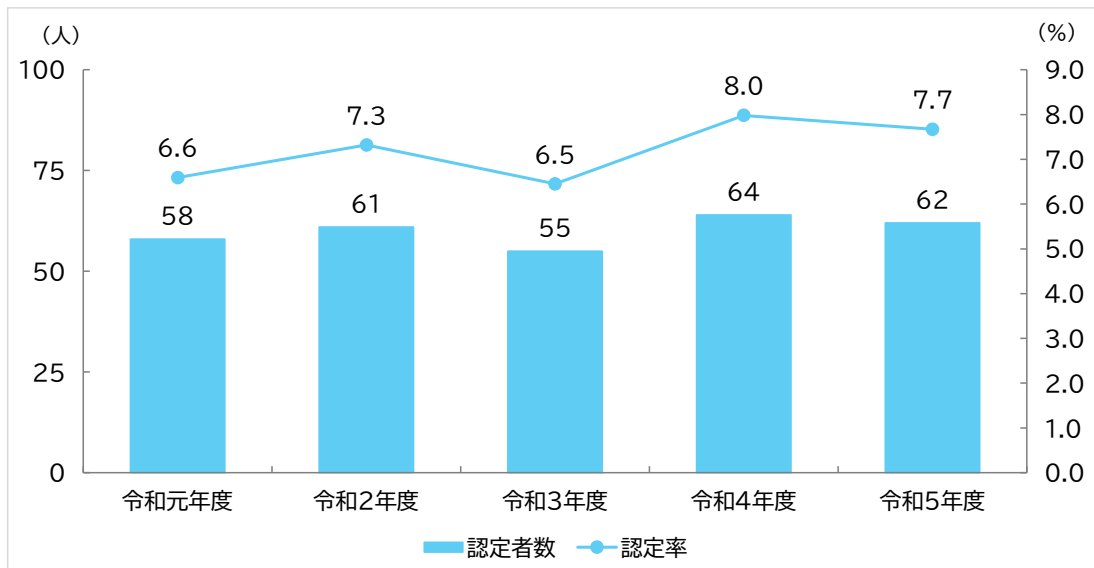


資料:学校教育課

### ④就学援助認定者数(中学生)の推移

本市の中学生における就学援助認定者数は横ばいで推移しており、令和5年度で62人となっています。一方、認定率は令和4年度で増加し、令和5年度では7.7%となっています。

【就学援助認定者数(中学生)の推移】

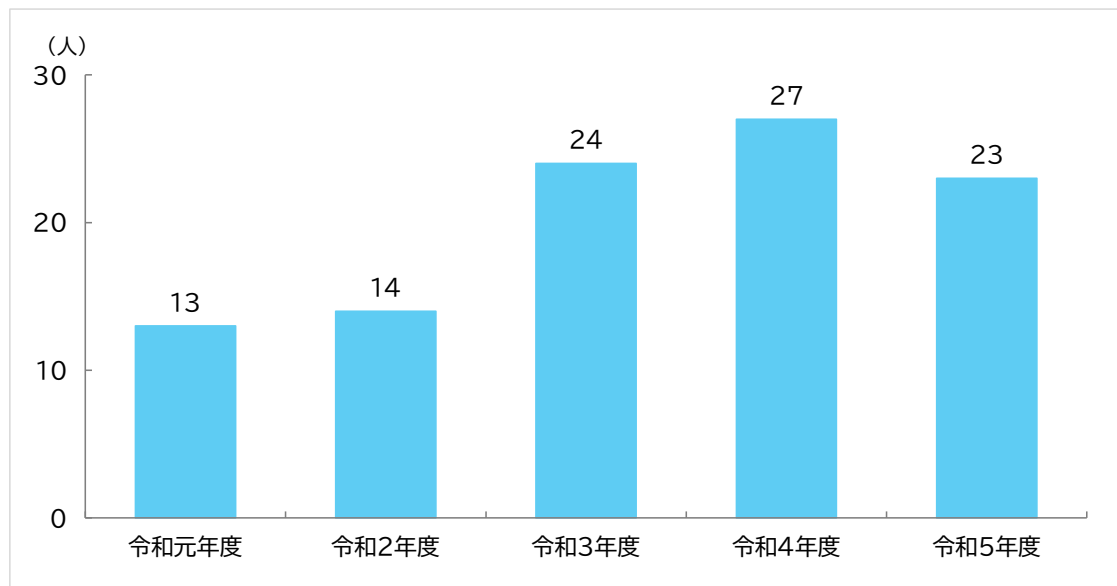


資料:学校教育課

## ⑤要保護児童数の推移

本市の要保護児童数は令和元年度から令和4年度にかけて増加しましたが、令和5年度では23人とやや減少しています。

【要保護児童数の推移】

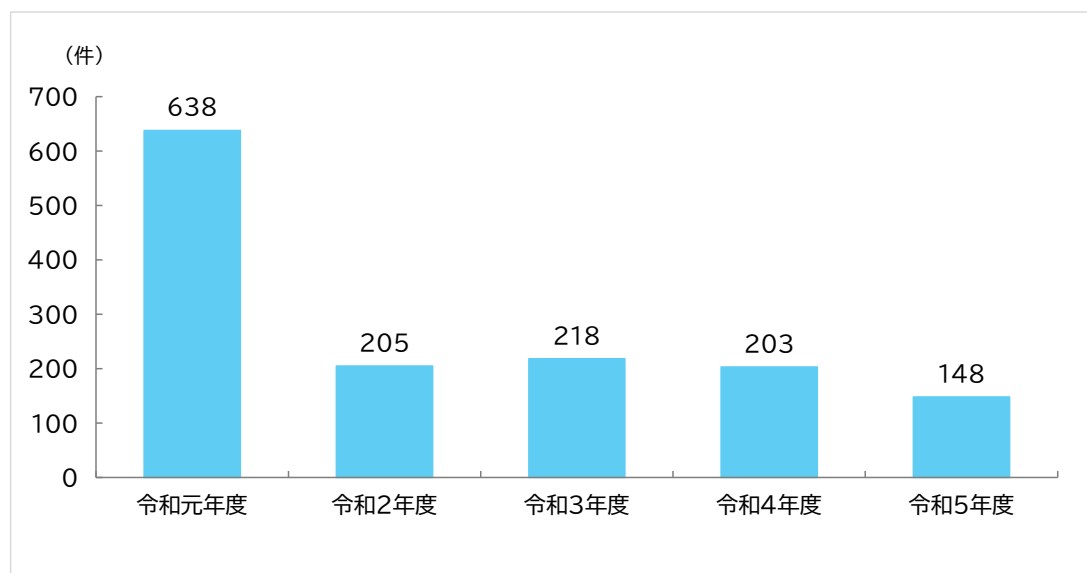


資料:こども未来課

## ⑥いじめ認知件数の推移

いじめ認知件数は令和元年度から令和2年度にかけて大幅に減少し、それ以降も減少傾向にあり、令和5年度では148件となっています。

【いじめ認知件数(いじめられた児童生徒の実人数)】

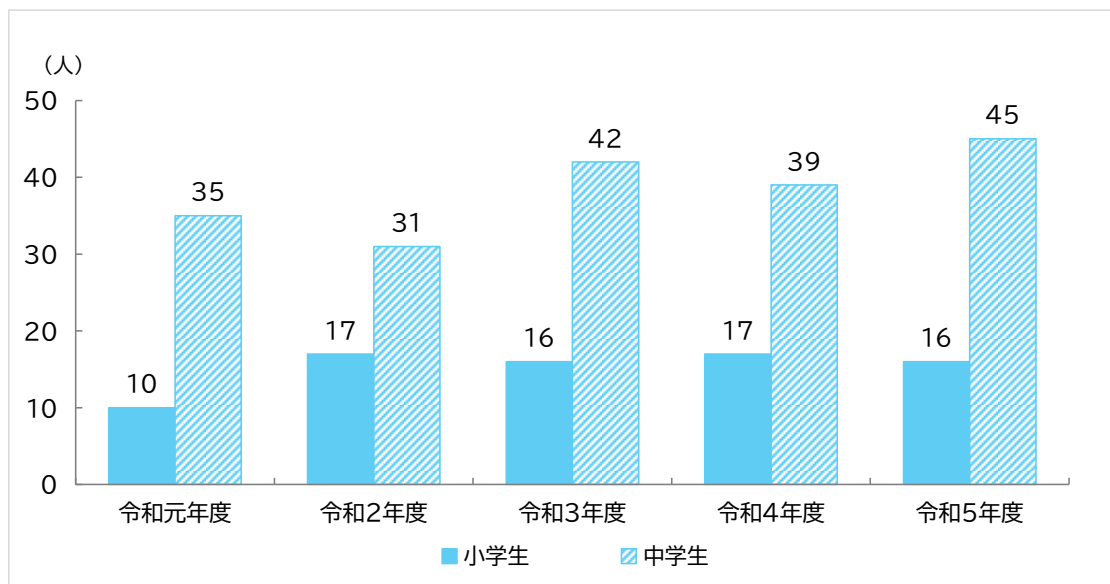


資料:学校教育課・教育研究所

## ⑦不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は、小学生は概ね横ばいで推移しており、令和5年度では16人となっています。一方、中学生は増加傾向で令和5年度では45人となっており、過去5年間で最も多くなっています。

【不登校児童・生徒数の推移】



※不登校児童・生徒・・・年間30日以上欠席

資料：学校教育課・教育研究所

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

海津市第2次総合計画後期基本計画に位置づけられている「海津イレブン」の重点施策1「子育て支援の充実」を踏まえ、本計画を策定します。

20代、30代を中心とした若い世代の市外への転出が人口減少の大きな要因になっていることから、「子育て世代に選ばれる まちづくり」に取り組み、子育て世代が安心して子ども産み、育てる喜びを感じられるよう、子育て支援の充実を図るとともに、子どもの視点に立ち、子どもたちの健やかな成長につながる環境整備を推進します。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画において、「世代をつなぐ」「地域をつなぐ」「心をつなぐ」を基本に、生き方を育み、愛情と思いやりあふれる人の創造を推進するとともに保育ニーズの多様性を踏まえ、本市で子育てをしたいと思えるまちづくりを推進してまいりました。

本計画は、市の最上位計画である海津市第2次総合計画後期基本計画の海津イレブンの推進を踏まえた第3期の「海津市子ども・子育て支援事業計画」であり、第1期、第2期の取り組みをさらに発展させる後継計画であることから基本理念を継承し、子どもを主体とした総合的かつ効果的な施策の展開を図ってまいります。

### 基本理念

## 子どもの生きる力を育み 多様な子育てを支えるまち 海津

#### 子どもの生きる力

「自ら学ぶ力」「人と関わる力」  
「生活する力」を育みます。

#### 多様な子育て

豊かな自然に恵まれた海津市で、  
地域の人々とふれあいながら子どもを  
育てる「地育」を目指します。

## 2 基本的な視点

### (1) 子ども・若者の視点

子ども・若者は、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子ども・若者の視点に立ち、権利の主体として認識することが重要です。常に最善の利益を第一に考え、社会の真ん中に捉え、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指していく必要があります。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのため、地域全体で子どもや子育てを見守り支えていくことが重要です。また、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として結婚、子育てに関する希望の形成と実現を目指していく必要があります。

### (2) 子育て当事者の視点

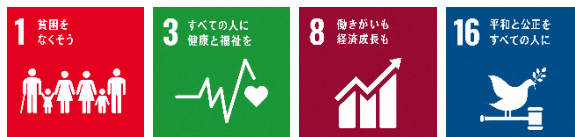
子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのためにも、妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を提供するとともに、子ども・若者が発達段階に応じ、健やかに成長して自己実現を図り、生活の基盤を安定させて自立できるようになるまで、切れ目なく支援することが重要です。

また、多様化する子育て家庭の生活実態や利用者のニーズに対応できるよう、事業の量の確保と質の向上を図るとともに、障がい・疾病・虐待・貧困など困難な状況にある子ども・若者や家庭も含め、誰一人取り残されることのないような支援が重要です。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点を踏まえ、次の基本目標に基づき施策を展開していきます。

#### 基本目標Ⅰ 地域における子育て家庭への支援



子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかしながら、少子化や核家族化の進行に伴いこの役割を十分に果たせない家庭が増加しています。

このため、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、身近なところで相談支援や情報提供を受けることができるようにするとともに、親子同士の交流の場で気軽に相談できる環境を提供することにより、必要な世帯に支援が行き届き、様々な世代の人々が身近な地域で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

#### 基本目標Ⅱ 子どもにとって良質な教育・保育の提供



乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、就学前の教育・保育を通じ、「豊かな心」と、「健やかな体」を育むことが必要です。

目標に向かって頑張る力、他人とうまく関わる力、感情をコントロールする力の「内面的な能力(非認知能力)」を、遊びを通して育むことができるよう、就学前の教育・保育を充実するとともに、認定こども園・小学校の連携を深め、学びの連続性・一貫性を踏まえて、能力の育成を行います。

## 基本目標Ⅲ 子どもの育ちを支える環境の整備



地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、要保護・要支援児童への対応等、きめ細かな取り組みを推進していきます。特に、障がいのある子どもや虐待等、配慮が必要な子どもの個性に合わせた継続的な支援や保護者の立場に立った支援を充実し、安心して地域で生活できるまちづくりを進めます。

また、全ての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てに直接関わっていない地域住民を含め、大人がきちんと規範を示し、地域を担う未来の宝である子どもの育ちに積極的に関わることが出来るよう、地域とのつながりを支援し地域ぐるみで子育てに取り組める環境整備を推進します。

## 基本目標Ⅳ 仕事と子育ての両立の推進



経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者の割合も増えています。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

保護者が仕事を続けながら子育ての喜びを実感できる社会を作るために、子育てをめぐる多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を実現できる働き方の支援に取り組みます。

## 4 計画の体系

基本目標	基本施策
I 地域における子育て 家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備</li><li>(2) 母と子どもの健康の確保</li><li>(3) 子育ての悩みや不安への支援</li><li>(4) 支援を必要とする子どもや家庭への支援</li></ul>
II 子どもにとって良質な 教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 就学前教育・保育の体制整備</li><li>(2) 園・小学校の連携強化</li><li>(3) 教育の充実</li></ul>
III 子どもの育ちを支える 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 配慮が必要な子どもへの支援</li><li>(2) 地域における子どもの居場所づくりの推進</li></ul>
IV 仕事と子育ての両立の 推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備への支援</li><li>(2) 家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成</li></ul>

## 第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ 地域における子育て家庭への支援



#### 基本施策(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備

##### 現状と課題

- ▶ 一時預かりについて、令和5年度より「子育てエンJOYクーポン」を希望する3歳未満の児童の保護者を対象に配布しており、認定こども園9園では利用者が増加しています。
- ▶ 夜間保育や休日保育については、就労形態の多様化により、年数件の相談が寄せられているものの体制整備が容易ではない状況にあります。
- ▶ 令和6年4月から、こども家庭センターを開設し、保健師・助産師・家庭相談員を配置し、妊娠から出産、子育てに至るまで、子どもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口を作り、安心して子育てができる支援体制となっています。

##### 具体的な施策

	施策	概要	担当課
1	体験教育・体験保育の積極的な導入	教育・保育施設等において、自然体験、生活体験、社会(職場)体験の学習機会の積極的な導入に努めます。	こども未来課 学校教育課
2	低年齢児保育の充実	産休や育児休業明けの職場復帰に伴う年度途中入園を含め、低年齢児の認定こども園での受け入れ希望に対して、着実に対応できるよう保育士の確保に努めます。	こども未来課
3	延長保育の充実	保護者の仕事の都合などに対応するため、通常の保育時間外のこどもの預かりを柔軟に実施します。	こども未来課
4	病児・病後児保育の充実	保護者の就労、疾病、事故等やむを得ない理由により家庭で保育が困難な場合に、子どもを預かる病児・病後児保育を実施していきます。	こども未来課
5	一時預かりの充実(一般型)	保護者等が一時的・緊急的に家庭での保育が困難となった場合に就学前の児童の一時的な預かりを市内全ての認定こども園で実施していきます。	こども未来課
6	一時預かりの充実(幼稚園型)	認定こども園幼稚園部を利用する児童について、平日の教育時間の前後や土曜・長期休業期間における一時的な預かりをま市内全ての認定こども園で実施していきます。	こども未来課

	施 策	概 要	担 当 課
7	夜間保育・休日保育等の検討	保護者の就労形態の多様化等による保育需要の高まりに対応するため、夜間保育・休日保育について、今後検討を進めます。	こども未来課
8	子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	保護者の病気等、一時的に子どもの養育ができない場合に預かる「子育て短期支援事業」を市外の施設に委託して実施します。	こども未来課
9	幼児教育・保育研究会の推進	幼児教育と小学校教育の相違点を理解し、認定こども園から小学校への円滑な接続を図ることを目的として、5歳児の保育教諭と1年生の担任教諭を対象に研修会の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の実施	地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。	こども未来課
11	子育て支援情報の充実	子育て支援ガイドの作成や市報、ホームページにおいて、子育て支援に関する情報を発信し、内容の充実に努めます。	こども未来課
12	こども家庭センターの充実	「福祉総合支援室」や各部署と緊密に連携し、複合化、複雑化した問題に対する相談体制を強化します。育児ストレス、児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見、対応につなげます。	こども未来課
13	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を令和8年度より実施します。	こども未来課

## 基本施策(2) 母と子どもの健康の確保

### ●● 現状と課題 ●●

- 母子保健講座の主な取り組みとして、パパママ学級、ベビママ学級、離乳食学級、1歳児教室、2歳児教室、健診事後教室を実施しています。
- コロナ禍以降、小児肥満の割合が増加しており、中学校の部活動加入自由化で以前までは中学校にあがると肥満が解消に向かっていたものの、全体的に肥満傾向がみられるようになっていきます。
- 令和4年度から不妊治療が保険適応になったことに伴い、自己負担が以前よりも高額になるケースがあり、経済的負担の軽減を目的に、令和6年度から不妊症(一般不妊治療・特定不妊治療)・不育症の治療費助成を行っています。

### ●● 具体的な施策 ●●

	施策	概要	担当課
1	健康診査の充実	妊婦・乳幼児健康診査や学校健診を充実し、疾病等の早期発見・早期治療を図り、子どもの健全育成に努めます。また、心身の成長段階において気になる子どもを早期に把握し、支援につなげていきます。	学校教育課 こども未来課
2	母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康・授乳・食事等についての正しい知識を得て健康づくりの取り組みを実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。	こども未来課
3	家庭訪問の充実	助産師・保健師による家庭訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援訪問事業により、新生児・乳幼児や健康診査の要観察児、子育てに不安のある家庭への訪問を実施し、母子の健全育成につながるよう努めます。	こども未来課
4	健康相談の充実	専門職員の確保と、他の専門機関との連携強化等により、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。	こども未来課
5	食育の推進	保健分野、認定こども園、小中学校において、離乳期から学齢期までの子どもの発育段階に応じたきめ細かな食育の推進を図ります。栄養のバランス・回数・時間等の食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナー等「食の学習」に努めます。	健康課 こども未来課 学校教育課 給食センター

	施 策	概 要	担 当 課
6	予防接種の促進	乳幼児・児童の感染症を予防するため、子どもたちや保護者への予防接種の正しい知識の普及を図り、適切な時期に接種ができるよう啓発し、接種率の向上に努めます。	健康課
7	小児生活習慣病の予防の推進	小児生活習慣病の予防に向け、母子保健・学校保健分野が連携しながら、親子への生活習慣の指導等の対策を進めます。	学校教育課 こども未来課 健康課
8	感染症予防の促進	保健所等との連携のもと、新型インフルエンザ等の感染症やO-157等の食中毒に対する衛生対策を推進します。	健康課 学校教育課
9	不妊・不育医療・周産期医療体制の充実	安心して出産できるよう、国や県における不妊・不育医療、周産期医療の充実を要請していきます。 また、不妊・不育治療助成の充実に努めます。	こども未来課
10	小児医療体制の充実	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国や県等の関係機関に要請していきます。	健康課
11	小児救急医療の充実	子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実と連携の強化を関係機関とともに推進します。また、「子ども医療電話相談事業（＃8000）」を周知していきます。	健康課

## 基本施策(3) 子育ての悩みや不安への支援

### ●● 現状と課題 ●●

- 市内8か所(公立1か所、私立7か所)において、子育て支援拠点を整備し、乳幼児及びその保護者の交流場所を提供し、子育てについての相談や子育て情報の提供、助言等を行っています。
- 経済的支援として、市独自で、かいづっこハピハピ給付事業を行っています。
- 令和5年度に実施したアンケート調査では、産後ケア事業について評価していると回答した割合は5.5%と低くなっています。また、子育てしやすいまちとなるために、今後特に重要と思うこととしては、「子育てへの経済的支援の充実」の割合が63.3%と最も高く、次いで「小児医療の充実」の割合が46.9%となっており、安心して暮らし続けられる支援が求められています。

### ●● 具体的な施策 ●●

	施策	概要	担当課
1	地域子育て支援拠点事業の充実	乳幼児及びその保護者に対し、交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実に努めます。	こども未来課
2	保育料等の適切な負担	認定こども園の保育料、給食費について、世帯の所得、兄弟姉妹の人数等に応じて適切な負担となるよう適宜見直します。	こども未来課
3	多子軽減制度の充実	多子家庭や低所得家庭に対し、保育料の軽減を継続します。また18歳までの児童を3人以上扶養する世帯を対象に、第3子以降の3歳以上児の副食費及び3歳未満児の保育料、小学6年生までの病児保育利用料を免除する等、多子軽減の充実に努めます。	こども未来課
4	多胎児育児支援の充実	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う不安の軽減を図るため、多胎妊産婦等サポーター事業や必要に応じて専門職による個別相談の機会を確保するなど、多胎児の保護者が安心して地域で生活できるように支援します。	こども未来課
5	産後ケア事業の充実	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。	こども未来課
6	妊婦等包括相談支援事業の実施	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく身近な相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなげます。	こども未来課
7	子育て世代への経済的支援	児童手当、かいづっこハピハピ給付事業、高等学校就学準備等支援事業、高校生等通学費用補助事業等支援給付を実施し、子育て世代への経済的支援の充実に努めます。	こども未来課

## 基本施策(4) 支援を必要とする子どもや家庭への支援

### ●● 現状と課題 ●●

- 母子・父子自立支援員、家庭相談員等が連携し、ひとり親家庭に対するきめ細かい相談体制を整備しています。
- 要保護児童対策地域協議会代表者会議(年1回)、実務者会議(年3回)を開催し、ケース検討会議は随時開催しています。こども相談センターをはじめ、各機関、各部署と連携し、児童虐待防止等に努めていますが、外国籍の保護者については、通訳などの配置が必要となっています。

### ●● 具体的な施策 ●●

	施策	概要	担当課
1	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭の子育てに関する不安や悩みを解消するため、母子・父子自立支援員や民生委員児童委員等と連携し、きめ細かい相談を実施していきます。	こども未来課 社会福祉課
2	関係機関との連携・情報共有によるひとり親家庭への支援	「福祉総合支援室」と「こども家庭センター」が、複合化、複雑化した相談内容に対して各部署と緊密に連携し、相談体制の強化を図ります。	こども未来課 社会福祉課
3	自立支援と就労の促進	ひとり親家庭の自立支援・就労促進を図るため、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給していきます。	こども未来課
4	経済的支援	児童扶養手当等ひとり親家庭への支援給付や経済的な理由で就学が困難な子どもの保護者に対して、学校でかかる費用の一部を援助します。	学校教育課 こども未来課
5	見守りネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会、同ケース検討会議を適宜開催し、こども相談センター、福祉、保健、教育の各機関と民生委員児童委員等が連携して児童虐待防止等の適切な対応に努めます。	こども未来課 社会福祉課 学校教育課
6	関係機関との連携による特定妊婦の早期把握	こども家庭センターを中心に、全ての妊婦と面談して状況を把握し、関係機関と細やかな情報共有を行い、特定妊婦の早期把握に努めます。	こども未来課
7	子ども食堂の充実	貧困家庭を含め、すべての子どもを対象に子ども食堂を実施している地域のボランティア団体等を支援していきます。	こども未来課



### 基本施策(1) 就学前教育・保育の体制整備

#### 現状と課題

- 海津市保育協会主催の研修会を年5回実施しています。
- 施設の老朽化等により、改修等の必要性が生じてくることが予想されるため、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 少子化の進行により、市内の認定こども園9園(公立2園、私立7園)がいずれも園児数が減少しており、公立認定こども園(石津認定こども園)の廃止に向けた検討を行う必要があります。

#### 具体的な施策

	施策	概要	担当課
1	幼児教育・保育研究会の充実	幼児教育と小学校教育の相違点を理解し、認定こども園から小学校への円滑な接続を図ることを目的として、5歳児の保育教諭と1年生の担任教諭を対象に研修会の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課
2	保育教諭の資質の向上	「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」※を育むための指導方法について各種研修会への積極的な参加を推進します。また、園内研究会や、保育協会主催の研修会を通して、保育教諭のスキルアップを図ります。	こども未来課
3	施設・設備の整備	充実した就学前教育を提供するために、認定こども園の施設・設備の整備、充実に努めます。	こども未来課
4	地域に開かれた施設づくりの促進	保護者の子育てに関する相談に応じるとともに、育児不安の解消や乳幼児の生活習慣の獲得に向けた交流の場を提供し、地域に開かれた施設づくりを促進します。	こども未来課
5	適正配置の検討	深刻化する少子化に対応するため、適正な定員設定に努めるとともに、公立園の廃止など就学前施設の適正配置の検討を進めます。	こども未来課

※幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1)健康な心と体       | (2)自立心                  |
| (3)協同性          | (4)道徳性・規範意識の芽生え         |
| (5)社会生活との関わり    | (6)思考力の芽生え              |
| (7)自然との関わり・生命尊重 | (8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 |
| (9)言葉による伝え合い    | (10)豊かな感性と表現            |

## 基本施策(2) 園・小学校の連携強化

### ●● 現状と課題 ●●

- 市内認定こども園の5歳児担当と、小学校1年生担任が公開保育、公開授業を行っています。
- 幼児教育・保育研究会の研修を通じて、園と小学校の連携を深め、引き続き小学校へのスムーズな接続を図っていく必要があります。

### ●● 具体的な施策 ●●

	施策	概要	担当課
1	幼保小連携協議会の推進	各小学校に設置された幼保小連携協議会を通じて、園児と児童の交流活動を実施します。また、教職員間の交流を深め、一層の相互理解を推進します。	こども未来課 学校教育課
2	幼児教育・保育研究会の充実	小学校教諭と保育教諭が研究会を通じて、共通理解を深め幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。	こども未来課 学校教育課

## 基本施策(3) 教育の充実

### ●● 現状と課題 ●●

- 次世代の担い手である子どもの生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備が求められるとともに、子どもたちの健やかな心身の発達を促すことが必要となっています。
- 社会の中での様々な体験を通して、子ども自らが学び、主体的に判断・行動し、心豊かな生活を送れるような活動の場が求められています。

### ●● 具体的な施策 ●●

	施策	概要	担当課
1	人権教育・福祉教育の推進	人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現に向け、「海津市人権教育・啓発推進計画」に基づいて、取り組みを推進します。	生活・環境課 学校教育課 こども未来課 文化・スポーツ課 高齢介護課
2	特別支援教育の推進	インクルーシブ教育の構築に向けて、ともに学ぶ「学びの場」の整備に努め、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課 こども未来課
3	困難な状況にある子ども・若者への支援	虐待、いじめ、不登校やひきこもりなど困難な状況にある子ども・若者やその関係者が相談しやすいよう、スクールカウンセラー等を派遣し、学校内外に関係なく、相談体制の充実を図ります。また、不登校児童・生徒については、居場所づくりや進路等の支援を行います。	学校教育課 こども未来課 社会福祉課
4	妊娠・出産・育児等に関する教育	妊娠や出産、育児等に関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課



### 基本施策(1) 配慮が必要な子どもへの支援

#### ●● 現状と課題 ●●

- 早期発見・早期療育について、医師や保健師、保育士等の多職種が関わり、一人一人の子どもの発達を確認して必要な支援が受けられるようにしています。
- 外国籍の児童には、家庭との連携を図るため通訳などの配置が必要となっています。
- 市内全ての認定こども園に外国籍の子どもが入園しており、食文化や言語の問題に寄り添い、生活に慣れるような支援が必要となっています。

#### ●● 具体的な施策 ●●

	施策	概要	担当課
1	障がい・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診等で、障がい・発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、親の理解を促進し子どもの状態に合わせた適切な支援が受けられるよう関係機関へつなげます。	こども未来課
2	相談体制の強化	海津市発達支援センター「くるみ」、児童発達支援事業所等と認定こども園との連携を強化し、発達障がい等に対する相談体制を強化します。	こども未来課 社会福祉課
3	障がい児保育の充実	認定こども園で障がい児や発達が気になる幼児を受け入れ、一人一人のニーズに応じた適切な教育・保育等の支援が提供できるよう、受け入れ意識の高揚、職員の確保、施設の充実等に努めます。	こども未来課
4	医療的ケア児への支援	身近な地域で必要な教育・保育等の支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。	学校教育課 こども未来課
5	外国籍児童のいる家庭への支援	外国籍の子どもは、母国の言語的・文化的背景、家庭の教育方針等が様々であるため、一人一人の多様性を十分認識し、互いに尊重する心を育て、学校・園生活に慣れていくよう家庭との連携を図り、適切な支援に努めます。	学校教育課 こども未来課
6	ヤングケアラーへの支援	子どもが家事や家族の世話を担うことにより、学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーの問題を早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、支援体制の充実に努めます。	こども未来課 社会福祉課

	施 策	概 要	担 当 課
7	生活困窮世帯への支援	子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援体制の充実に努めます。	学校教育課 社会福祉課
8	サポートブックの活用 推進	サポートブックを周知し、それまで受けてこられた支援の記録などの情報活用を促すことで、乳幼児期から成人期までの途切れのない支援体制の充実に努めます。	こども未来課

## 基本施策(2) 地域における子どもの居場所づくりの推進

### ●● 現状と課題 ●●

- 留守家庭児童教室は、利用児童や保護者に対するサービス等の向上に加え、継続的で安定的な教室の運営を実施していくため、令和6年度から教室運営の一部を外部委託しています。
- 学習支援の場や子どもの居場所を提供している地域のボランティア団体等に対して補助金交付を行っていますが、定員を超える申し込みに対して、受け入れ体制の確保が課題となっています。

### ●● 具体的な施策 ●●

	施策	概要	担当課
1	留守家庭児童教室の充実	保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、小学校等の安全な場所において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども未来課
2	障がい児の放課後対策の推進	障がいのある小中高生の放課後対策として「放課後等デイサービス」を継続して実施し、児童の健全な育成を図ります。	社会福祉課
3	子ども教室の開催	将棋教室等の体験講座を通じて、異学年の子や異なる学校の子も達と交流しながら学びを深め、家庭や学校生活にはない経験を得られる子ども教室の開催に努めます。	文化・スポーツ課
4	学習支援の充実	児童に学ぶことのできる場を提供し、地域の人と連携して学習支援に努めます。	文化・スポーツ課
5	NPO等による子どもの居場所づくりへの支援	NPO等の多様な主体による児童の居場所づくりに対して、啓発・支援に努めます。	文化・スポーツ課
6	放課後子ども教室の推進	全ての小学校区内において、放課後子ども教室を開催し、児童の居場所作りと学習支援を一体的に実施します。また、NPO等と連携して子どもの健全な育成を目指していきます。	文化・スポーツ課
7	こども未来館 ZütTo (ずっと)の運営	子どもの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供するとともに、親子が安心して過ごせる居場所を提供します。	こども未来課



### 基本施策(1) 安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備への支援

#### 現状と課題

- 共働きやひとり親家庭など、世帯状況が多様化する中で、誰もが働きやすく、子育てしやすい環境づくりを進めることが求められ、結婚・出産・育児・介護それぞれの時期において、働き方の選択が迫られています。
- 子育て中の保護者は短時間勤務や子どもの病気等での休暇確保など、柔軟な働き方を希望する人が近年増えており、多様な働き方が選択できる職場環境の整備が必要となっています。

#### 具体的な施策

	施策	概要	担当課
1	事業所での子育てを応援する気運の醸成	働き方の見直しや仕事と子育ての両立のために関係部局と連携して市民や市内の事業所への啓発に努めます。	商工振興・企業誘致課
2	ワーク・ライフ・バランスの推進	保育環境や放課後の居場所づくりの充実に加え、子育てしやすい職場環境の確保に努めます。また、市報、ホームページを通して「仕事と生活の調和」に関する情報を発信します。	こども未来課 文化・スポーツ課
3	職場における多様な働き方への意識啓発	フレックスタイム制度、在宅勤務、テレワーク、育児短時間制度等の多様な働き方の取り組みや効果について、情報提供を行い、意識の醸成を図ります。	商工振興・企業誘致課
4	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の実施	園の開始前や終了後、学校の放課後や学童終了後、冠婚葬祭や緊急時に地域における育児援助を提供することで、保護者の仕事と子育ての両立につなげていきます。	こども未来課

## 基本施策(2) 家庭や職場等での男女共同参画意識の醸成

### ●● 現状と課題 ●●

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりや、男女がともに働きながら子育てに関われるように、意識改革や各種施策の推進が求められています。
- 育児休業は女性だけでなく、男性の取得もより一層促進するために、地域全体での共通認識のもと、家庭や職場において男女共同参画の意識が必要となっています。

### ●● 具体的な施策 ●●

	施策	概要	担当課
1	男女共同参画プランの推進	誰もが人権を尊重し、認め合い、支えあいながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、輝いて生きることができる社会の実現に向け、「海津市男女共同参画プラン」に基づく取り組みを推進します。	全課
2	ロールモデルの情報提供	女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所や企業、個人をロールモデルとして紹介し、意識の醸成を図ります。	商工振興・企業誘致課

## 第5章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

### 1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として区域を定めることとなっています。その基準は、地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、整備状況その他地域の実情を勘案したものとされています。

「第2期海津市子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

### 2 子どもの人口の見込み

本市の0歳から11歳の推計人口は、コーホート要因法により推計し、減少傾向となっています。令和11年には0歳から5歳は614人、6歳から11歳は856人、合計で1,470人と推計され、令和7年からの4年間で400人以上の減少が見込まれます。

単位:人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	103	100	96	94	91
1歳	100	105	102	98	96
2歳	121	104	108	105	101
3歳	123	124	106	111	108
4歳	133	124	124	107	111
5歳	143	133	124	124	107
0～5歳	723	690	660	639	614
6歳	185	143	133	124	124
7歳	147	186	144	134	125
8歳	193	146	185	143	133
9歳	208	192	145	184	142
10歳	188	210	194	146	186
11歳	232	188	210	194	146
6～11歳	1,153	1,065	1,011	925	856
合計	1,876	1,755	1,671	1,564	1,470

※コーホート要因法：年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

### 3 量の見込みの考え方

#### (1) 認定区分について

「1号認定(教育標準時間認定)」、「2号認定(保育認定)」、「3号認定(保育認定)」があり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて異なります。

	保育を必要とする		保育を必要としない
0～2歳	3号認定		
	保育標準時間利用 (11時間)	保育短時間利用 (8時間)	
3～5歳	2号認定		1号認定
	保育標準時間利用 (11時間)	保育短時間利用 (8時間)	教育標準時間利用 (4時間)

また、保育を必要とする事由は、次のいずれかに該当することが必要となります。

- ①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩入所児童以外に1歳未満の児童を養育している
- ⑪その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

## (2) 量の見込みを算出する項目

### ◆教育・保育の量の見込み

教育標準時間 認定	区分		対象	
	1号認定 (3~5歳)	幼児期の学校教育 のみの利用	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	幼稚園 認定こども園
保育認定①	2号認定 (3~5歳)	保育の必要性あり (幼児期の学校教育の 利用希望が強い)	共働きだが幼稚園利 用のみの家庭	幼稚園
保育認定②		保育の必要性あり (上記以外)	共働き家庭 等	保育所 認定こども園
保育認定③	3号認定 (0~2歳)	保育の必要性あり		保育所 認定こども園 地域型保育

### ◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み ※全国共通で算出する項目のみ

事業		対象児童年齢
利用者支援事業		0~5歳、1~6年生
地域子育て支援拠点事業		0~2歳
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)		0~18歳
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		3歳~12歳
一時預かり事業	幼稚園型	3~5歳
	幼稚園型以外	0~5歳
時間外保育事業		0~5歳
病児・病後児保育事業		0~5歳、1~6年生
放課後児童健全育成事業(留守家庭児童教室)		1~4年生

## 4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

各認定区分に応じた「量の見込み」を以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

### 実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	201	198	155	181	192
2号認定	373	337	357	324	302
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	373	337	357	324	302
それ以外	0	0	0	0	0
3号認定	249	228	195	179	171
0歳	48	6	53	43	37
1歳	104	85	68	70	71
2歳	97	137	74	66	63

### 量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.1%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	151	1	270	36	60	63
確保の内容(B)	170		300	45	80	90
特定教育・保育 施設	165		299	45	80	90
確認を受けない 幼稚園	5					0
上記以外	0	0	1	0	0	0
過不足(B-A)	18		30	9	20	27

単位:人

	令和8年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.2%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	144	0	258	35	63	54
確保の内容(B)	155		300	43	77	66
特定教育・保育施設	153		299	43	77	66
確認を受けない幼稚園	2					0
上記以外	0	0	1	0	0	0
過不足(B-A)	11		42	8	14	12

単位:人

	令和9年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.7%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	134	0	240	34	61	57
確保の内容(B)	150		290	42	75	68
特定教育・保育施設	149		290	42	75	68
確認を受けない幼稚園	1					0
上記以外	0	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	16		50	8	14	11

単位:人

	令和10年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.5%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	130	0	232	33	59	55
確保の内容(B)	150		280	41	73	66
特定教育・保育施設	150		280	41	73	66
確認を受けない幼稚園	0					0
上記以外	0	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	20		48	8	14	11

単位:人

	令和11年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.3%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	123	0	221	32	57	53
確保の内容(B)	150		270	39	70	64
特定教育・保育施設	150		270	39	70	64
確認を受けない幼稚園	0		/	/	/	0
上記以外	0	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	27		49	7	13	11

### 提供体制の考え方

子どもの人口減少により、見込みも減少傾向となりますが、家庭状況が多様化し、0歳児の保育ニーズの増加が予想されます。

現状の見込みでは1号認定、2号認定、3号認定のすべてで充足していますが、今後のニーズに対応し、不足することがないように定員数を確保します。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

### (1) 利用者支援事業

相談機能を有する施設や市町村窓口などで、認定こども園等、地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

主な実施場所	こども家庭センター・子育て支援センターかいづ
実施か所 (令和6年4月現在)	2か所

#### 実績の推移

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	2
基本型	0	0	0	0	1
こども家庭センター型	0	0	0	0	1
母子保健型	1(11月~)	1	1	1	0

#### 量の見込みと確保の内容

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容(B)	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

#### 提供体制の考え方

子どもや保護者または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう事業の実施を目指します。

地域の子育て相談機関として、個々のニーズや必要に応じたサービスを適切に選択できるように利用者支援専門員による支援だけでなく、助産師や保健師、社会福祉士等と連携し、妊娠期から子育て期を通して切れ目のない支援を行います。

## (2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

公共施設や認定こども園等で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

主な実施場所	子育て支援センターかいづ・認定こども園
実施か所 (令和6年4月現在)	8か所

### 実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	13,344	11,613	11,381	16,481	13,980

### 量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	15,200	14,100	13,000	12,600	11,100
確保の内容(B)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
過不足(B-A)	4,800	5,900	7,000	8,000	8,900

### 提供体制の考え方

子育て支援センターかいづや認定こども園の8か所で対応可能な状況となっており、地域の身近なところで子育て相談や交流ができる場として運営の資質向上を図ります。

地域全体で子どもの育ち、親の育ちを支援するため、地域に開かれた運営を行い、関係機関や地域団体との連携の構築を図ります。

### (3) 妊産婦支援事業

妊産婦に対して健康診査の費用助成を行う身体的・精神的な健康の保持増進を図る事業です。  
(補助券配布:妊婦健康診査受診票14枚、産婦健康診査受診票2枚)

主な実施場所	医療機関や助産所
実施か所 (令和6年4月現在)	医療機関や助産所

#### 実績の推移

単位:人・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数(妊娠届出数)	130	141	119	131	130
健診回数	1,365	1,371	1,286	1,108	1,300
受診者数	196	197	178	169	170

#### 量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	114	111	107	104	101
確保の内容(B)	130	130	130	130	130
過不足(B-A)	16	119	23	26	29

#### 提供体制の考え方

妊娠期・産褥期の経済的負担を軽減し、定期的な受診を促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指しており、医療機関と連携を図り、早期に支援が必要な妊産婦を把握し、支援の充実を図ります。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、産後の体調や子育てなどの相談等を行う事業です。

主な実施場所	市内
実施か所 (令和6年4月現在)	市内

### 実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象者数	121	120	120	98	110

### 量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	103	100	96	94	91
確保の内容(B)	120	120	120	120	120
過不足(B-A)	17	20	24	26	29

### 提供体制の考え方

少子化や核家族化により孤立しやすく、祖父母や近隣住民からの援助が少ない中で子育てをする保護者が、不安に陥ることなく安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために乳幼児家庭の全戸訪問に努めていきます。

また、相談支援については、職員の相談技術のスキルアップを図り、事業内容を充実させます。

## (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、相談支援を行う事業です。

主な実施場所	市内
実施か所 (令和6年4月現在)	市内

### 実績の推移

単位:世帯

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問世帯数	20	20	20	21	20

### 量の見込みと確保の内容

単位:世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	18	17	17	16	16
確保の内容(B)	20	20	20	20	20
過不足(B-A)	2	3	3	4	4

### 提供体制の考え方

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭を継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。

また、相談支援を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

## (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で短期的に保育する事業です。

主な実施場所	市外
実施か所 (令和6年4月現在)	3か所

### 実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	0	0	0	0	0

### 量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	10	10	10	10
確保の内容(B)	20	20	20	20	20
過不足(B-A)	10	10	10	10	10

### 提供体制の考え方

直近5年間では利用者はいませんでした。利用ニーズを注視しながら、必要に応じて市外(岐阜市・揖斐郡大野町)にある児童養護施設等に委託して対応します。

## (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市民相互の助け合いにより、子育て等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者を結ぶ事業です。

主な実施場所	市内
実施か所	1か所(令和6年10月開始)

### 実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	—	—	—	—	19

### 量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	20	25	25	25
確保の内容(B)	30	40	50	50	50
過不足(B-A)	20	20	25	25	25

### 提供体制の考え方

令和6年10月より事業を開始し、周知を図っています。今後、利用者のニーズは増えることが想定されることから、事業を支える提供会員が不足しないように確保に努めます。

また、利用会員20名を目指し、援助を求める人に情報が届くよう、周知を図ります。

## (8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、認定こども園等で一時的に預かり保育をする事業です。

主な実施場所	認定こども園
実施か所 (令和6年4月現在)	9か所

### 1. 幼稚園型

#### 実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	3,004	2,836	3,249	1,970	1,807

#### 量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,644	1,570	1,459	1,409	1,344
1号認定	1,644	1,570	1,459	1,409	1,344
2号認定(教育希望)	0	0	0	0	0
確保の内容(B)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
過不足(B-A)	1,356	1,430	1,541	1,591	1,656

#### 提供体制の考え方

認定こども園における1号認定の利用者について、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

## 2. 幼稚園型以外

### 実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	473	487	524	804	978

### 量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	848	895	944	996	1,051
確保の内容(B)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
過不足(B-A)	3,152	3,105	3,056	3,004	2,949

### 提供体制の考え方

保護者の疾病、入院等により、家庭での保育が一時的に困難となる場合や保護者の育児疲れの解消に対応するため、時期や希望日数など提供体制の確保に努めます。

また、令和5年度より、家庭で子育てを行う保護者のリフレッシュ、経済的負担の軽減を図るため、市内の認定こども園で実施する一時預かりを無料で利用できる子育てエンJOYクーポン事業を実施しており、利用者の増加が見込まれます。

市内認定こども園と連携を図り、利用者のニーズに応じた柔軟な提供体制の確保に努めます。

## (9) 延長保育事業

保育認定(2号・3号)を受けた者が、通常の利用時間帯以外において保育をする事業です。

主な実施場所	認定こども園
実施か所 (令和6年4月現在)	9か所

### 実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	19	15	12	12	14

### 量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	9	8	7	6
確保の内容(B)	50	50	50	50	50
過不足(B-A)	40	41	42	43	44

### 提供体制の考え方

直近5年間の利用状況と子どもの人口減少により、利用者数は減少を見込んでいますが、就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。

現状の提供量は維持しつつ、ニーズの増加に対して、必要なサービスを提供できる体制を確保し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

## (10) 病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期にあたるため、(回復期に至らない場合も含む)集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務・疾病等により家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童(市内在住)を一時的に保育する事業です。

主な実施場所	こまの認定こども園
実施か所 (令和6年4月現在)	1か所

### 実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	26	48	81	119	92

### 量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	175	175	175	175	175
確保の内容(B)	630	630	630	630	630
過不足(B-A)	455	455	455	455	455

### 提供体制の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍においては利用者が減少傾向にありましたが、徐々に利用状況は増加に転じています。

今後も利用状況やニーズを踏まえ、周知や事業関係者との連絡調整及び共通理解を図ります。

また、利用者のいない日には、市内の認定こども園へ看護師による情報提供や巡回支援等を実施します。

## (11) 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童教室)

小学校1年生から4年生までの児童で、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図る(教室の定員に空きがある場合において5、6年生を受け入れる)事業です。

主な実施場所	小学校
実施場所 (令和6年4月現在)	6か所

### 実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	395	333	304	290	272
1年生	106	74	82	70	58
2年生	80	87	69	75	72
3年生	92	54	68	52	61
4年生	61	69	36	46	44
5年生	41	29	44	23	26
6年生	15	20	5	24	11

### 量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	251	234	201	183	168
1年生	52	50	47	42	38
2年生	55	48	48	40	35
3年生	63	48	40	44	38
4年生	50	55	35	32	34
5年生	21	24	22	16	16
6年生	10	9	9	9	7
確保の内容(B)	400	400	400	400	400
過不足(B-A)	149	166	199	217	232

#### 提供体制の考え方

留守家庭児童教室の利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、夏休み等の長期休業日においては一時的に利用者が増加することから、放課後児童支援員の確保、余裕のある教室の更なる活用を図り対応していきます。

また、ボランティアによる読み聞かせや、工作、外遊び等、適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの健全な育成を図ります。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者等の所得の状況等を勘案した基準に該当するものが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加その他これに類する費用の全部又は一部を助成する事業です。

#### 提供体制の考え方

対象となる世帯に対して、適切に助成できるように必要な予算を確保します。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### 提供体制の考え方

実施していません。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や教育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	12	11	11	10	10
確保の内容(B)	12	12	12	12	12
過不足(B-A)	0	1	1	2	2

### 提供体制の考え方

現状、本市では養育支援事業・乳児家庭全戸訪問事業において支援を提供しています。

今後は、国や岐阜県の動向を踏まえるとともに、市民からのニーズを把握し、必要に応じて事業の実施を検討します。

## (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	30	29	27	25	24
確保の内容(B)	30	30	30	30	30
過不足(B-A)	0	1	3	5	6

### 提供体制の考え方

本市では、現在、にこにこ相談室、子育て教育相談、子育てや家庭教育に関する相談、発達(療育)に関する相談、未就園児の子育て相談、育児に関する相談、悩みごと相談を実施しています。

また、学習支援等も行い、必要な支援を提供しています。

今後は、国や岐阜県の動向を踏まえるとともに、市民からのニーズを把握し、必要に応じて事業の実施を検討します。

## (16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

### 量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	10	9	9	8
確保の内容(B)	10	10	10	10	10
過不足(B-A)	0	0	1	1	2

### 提供体制の考え方

本市では、現在、ここにご相談室や各課に設置された相談窓口が連携して対応できる体制を整備していることから、必要な支援は提供されている状況です。

今後は、令和7年度に指導に必要な親子関係形成支援プログラム資格を取得し、事業を実施していきます。

## (17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者並びに子ども及びその保護者に対して、面談等により、心身の状況、置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

### 量の見込みと確保の内容

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	343	333	320	313	303
確保の内容(B)	350	350	340	330	330
こども家庭センター	350	350	340	330	330
上記以外	-	-	-	-	-
過不足(B-A)	7	17	20	17	27

### 提供体制の考え方

現状、本市ではこども家庭センターにおいて、必要な相談支援を提供しているため、国や岐阜県の動向を踏まえるとともに、市民からのニーズを把握し、今後必要に応じて事業の充実を図っていきます。

## (18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児または幼児であって満3歳未満の小学校就学前の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

なお、これまでの幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(こども誰でも通園制度)として、令和8年度から実施します。

### 量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	-	8	8	8	8
0歳	-	4	4	3	3
1歳	-	2	2	2	2
2歳	-	2	2	2	2
確保の内容(B)	-	23	23	23	23
0歳	-	10	10	10	10
1歳	-	5	5	5	5
2歳	-	8	8	8	8
過不足(B-A)	-	14	14	14	14

### 提供体制の考え方

令和8年度から市内認定こども園等において実施を予定しており、利用定員数の確保を図ります。

また、月一定時間での利用可能枠での実施が難しい場合や利用者のニーズに応じて、定員数を増やすなどの検討を行います。

## (19)産後ケア事業

助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。

### 量の見込みと確保の内容

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	40	39	37	37	35
確保の内容(B)	50	50	50	50	50
過不足(B-A)	10	11	13	13	15

### 提供体制の考え方

妊婦等包括相談支援事業において把握した妊産婦に対し、心理的支援や育児指導を行い、地域で子育てしていけるよう支援していきます。

## 6 教育・保育の一定的提供及び体制の確保

### (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進

教育・保育に携わる保育教諭の人材確保に努めるとともに、保育教諭や放課後児童支援員に研修等を行うことで人材の育成を図り、サービスの「質の向上」に努めます。さらに、事業者が福祉サービス第三者評価を受審することを推進し、市がその結果を毎年把握し、評価結果を基にした各園の改善内容等について、法令に基づいているかを確認することで、必要な指導を行います。

### (2) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について

小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくい等、小学校生活にうまく適応できない(いわゆる小1プロブレム)子どもが増加する傾向にある中、幼児期の教育・保育と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

生涯にわたる人格形成の基礎を幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育てに係る経済的な負担を軽減するため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(新制度未移行幼稚園)や幼稚園等が実施する預かり保育事業の利用者への無償化制度として令和元年10月から、新たに子育てのための施設等利用給付が新たに創設されました。

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給認定を行います。

## 第6章 計画の進行管理

### 1 施策の実施状況の点検

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討し、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課が具体的施策の進行状況について把握するとともに、市長の諮問機関である「海津市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について総合的に点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。

計画  
Plan

実行  
Do

検証  
Check

改善  
Action

### 2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、適宜ホームページで公表します。

また、事業の見直しや国の動向で、計画の変更が必要な場合は、パブリックコメント(意見公募)を実施するとともに、変更内容を市報やホームページで周知します。

### 3 市民・企業・関係機関との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民、市内企業との連携を図ります。市は子育ての多様化するニーズに対応していくため、教諭、保育教諭、保健師等の子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティア等、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、国・県等と幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

1 策定経過

開催日時	審議内容等
令和5年11月14日	<p>令和5年度 第1回 海津市子ども・子育て会議</p> <p>(1)第2期子ども・子育て支援事業計画の実績値の報告について</p> <p>(2)第3期子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケート調査について</p> <p>(3)第3期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(予定)について</p> <p>(4)海津市留守家庭児童教室(海津地区)の統合について</p> <p>(5)海津市立認定こども園の民営化・統廃合計画の改訂について</p>
令和6年1月12日～ 令和6年1月24日	<p>第3期海津市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民アンケート</p> <p>・就学前児童保護者アンケート 配布 683通 回収 531通 回収率 77.7%</p> <p>・小学生保護者アンケート 配布 957通 回収 855通 回収率 89.3%</p>
令和6年3月8日	<p>令和5年度 第2回 海津市子ども・子育て会議</p> <p>(1)第3期海津市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民アンケートの集計結果「速報値」について</p>
令和6年8月29日	<p>令和6年度 第1回 海津市子ども・子育て会議</p> <p>(1)第3期海津市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る市民アンケートの調査結果について</p> <p>(2)第3期海津市子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について</p> <p>(3)第3期海津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るスケジュールについて</p>
令和6年12月25日	<p>令和6年度 第2回 海津市子ども・子育て会議</p> <p>(1)第3期海津市子ども・子育て支援事業計画(案)について</p> <p>(2)パブリックコメントの実施について</p>
令和7年1月6日～ 令和7年2月4日	<p>パブリックコメント実施</p>
令和7年2月12日	<p>令和6年度 第3回 海津市子ども・子育て会議</p> <p>(1)第3期海津市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメントの結果について</p> <p>(2)第3期海津市子ども・子育て支援事業計画(案)について</p>

## 2 海津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、海津市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する「子ども」の保護者(法第 6 条第 2 項に規定する「保護者」をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 子ども・子育て会議は、審議のために必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命し、又は委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則(令和 4 年 3 月 22 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 3

## 委員名簿

所属	氏名	職名	備考
学識経験者	今村 光章	岐阜大学教育学部教授	アドバイザー
学識経験者	河合 久美子	主任児童委員代表	会長
学識経験者	大津 由佳	教育委員	副会長
学識経験者	佐橋 孝典	小学校長代表	R5.4.1～ R6.3.31
	三宅 淑美		R6.4.1～ R7.3.31
事業従事者	倉知 奈保子	保育協会会長	R5.4.1～ R6.3.31
	島 俊雄		R6.4.1～ R7.3.31
事業従事者	島 俊雄	わかば海津北こども園長	R5.4.1～ R6.3.31
	倉知 奈保子	今尾コスモスこども園長	R6.4.1～ R7.3.31
事業従事者	中村 美奈子	子育て支援センターかいづ所長	R5.4.1～ R7.3.31
事業者代表	高木 由美子	石津認定こども園長	R5.4.1～ R7.3.31
保護者代表	伊藤 麻衣香	東江こども園	R5.4.1～ R7.3.31
保護者代表	田村 英里	認定こども園庭田保育園	R5.4.1～ R7.3.31
保護者代表	服部 穂	高須認定こども園	R5.4.1～ R7.3.31

## 4 用語解説(50音順)

### あ行

#### 預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園・認定こども園(幼稚部)において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

#### 生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

#### インクルーシブ教育

障がいの有無に関わらず、共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、そのために必要な支援を提供できるように、多様で柔軟な仕組みの教育のこと。

#### NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

### か行

#### 確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

#### 家庭的保育

児童福祉法に基づいて市区町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で行う保育。

## 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

## さ行

---

### 小規模保育

0歳～小学校入学前までのお子さんを対象とした、定員 6 人～19 人の少人数保育。

### ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

## た行

---

### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」のこと。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

## な行

---

### 認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

## ま行

---

### 民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

## ら行

---

### 療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

海 津 市  
第3期子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月：令和7年3月

編集・発行：海津市健康福祉部こども未来課

住 所：〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須 515 番地

T E L: 0584-53-1526

F A X: 0584-53-1569